

伊予市
高齢者保健福祉計画
第6期介護保険事業計画

平成27年3月

伊 予 市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定のポイント	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画策定体制	4
6 日常生活圏域の設定	5
第 2 章 高齢者等に関する現状	7
1 人口等の実績	7
2 第 5 期計画期間における給付実績	11
3 人口等の将来推計	16
4 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	18
第 3 章 計画の基本方向	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策体系	39
第 4 章 施策の展開	41
1 介護予防・生きがいづくりの推進	41
2 地域包括ケアシステムの構築	45
3 福祉サービスとみんなで支え合う体制づくり	49
4 介護保険サービスの基盤整備	52
第 5 章 計画の推進	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の進行管理と評価	73
第 6 章 参考資料	75
1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例	75
2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿	77
3 市内施設・事業所等略図	78

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025（平成37）年には、およそ5.5人に1人が後期高齢者となり、認知症の高齢者、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合等も増加すると予測されています。

本市では、国より早いスピードで高齢化が進行しており、平成26年9月末現在で、高齢化率が29.9%、後期高齢化率が15.7%となっています。人口推計結果では、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には、後期高齢化率が19.3%に達する見込みとなっており、本市の65歳以上人口は2018（平成30）年に、75歳以上人口については2028（平成40）年にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっています。

このような社会構造の変化や、様々な高齢者のニーズに応えるために、国においては地域の事情に応じて可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

本市におきましても、介護の必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者、認知症の高齢者など、地域全体で見守る必要のある高齢者はさらに増加するものと予想されることから、介護保険サービスの充実・質の向上はもとより、地域の実情に応じた、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進する必要があります。

本計画は、市民一人ひとりが高齢になっても自らの持てる能力を発揮しながら、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域社会の構築を目指し、来るべき高齢社会のあるべき姿を視野に入れながら、高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちづくりをめざして、策定するものです。

2 計画策定のポイント

前計画（第5期計画）では、高齢者が地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を構築するために必要となる、①認知症支援の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、段階的にスタートさせた計画となっていました。

本計画は、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承させ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化していくものとなり、国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」において、5つのポイントが示されています。

(1) 2025（平成37）年のサービス水準等の推計

保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、介護保険事業計画に記載することとする。推計に当たっては、保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

(2) 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって保険者として方向性を提示する。その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

(3) 生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組みを計画に記載する。

平成29年4月までに「新しい総合事業」を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めること。

(4) 医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期中に取組み可能な市町村から順次具体的に実施。

(5) 住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「第6期介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

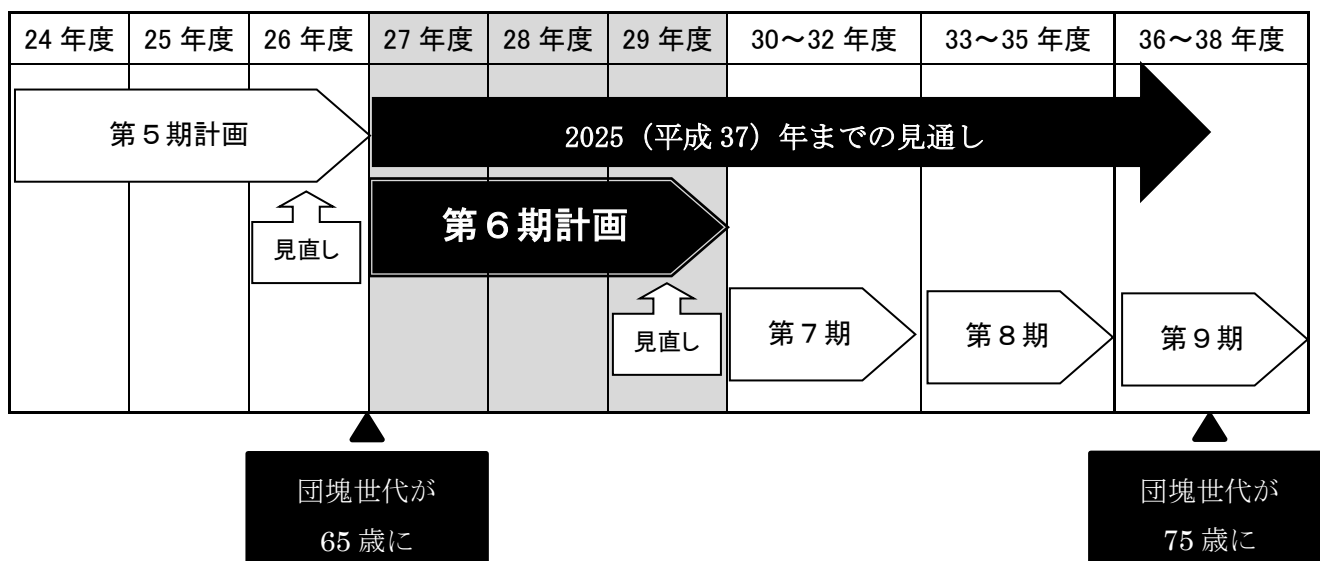
(2) 他の計画との関係

市の関連する保健、福祉分野の計画、住まいに関する計画、国・県との整合性を図るとともに、第5期計画の成果等を十分検討した上で策定しました。

4 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は3年間とします。

前計画の期間が、平成24年度から平成26年度であったことから、本計画期間は平成27年度から平成29年度となりますが、平成37年度までの中長期的な視野に立った施策を展開します。



5 計画策定体制

(1) 日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画策定にあたり、今後の高齢者保健福祉施策の方向性や、介護サービスの基盤整備の方向性等を検討するために、国が示した日常生活圏域ニーズ調査項目にてアンケート調査を実施しました。

■調査概要

対象者	平成26年2月1日現在、65歳以上の方のうち無作為抽出した600名
調査期間	平成26年2月14日（金）～平成26年3月10日（月）
調査方法	郵送方式
回収数・率	477件、79.5%

(2) 伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会での審議

本計画の策定に当たり、有識者、保健・医療・福祉分野の担当者、被保険者代表等からなる伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等のあり方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

開催日		議題
第1回	平成26年 4月25日	第6期介護保険事業計画の概要説明
第2回	平成26年 8月28日	同 上
第3回	平成26年10月30日	高齢者福祉施策の現状と課題 介護保険サービス基盤整備について
第4回	平成26年12月18日	施設整備について
第5回	平成27年 1月15日	第6期介護保険事業計画の素案について
第6回	平成27年 2月13日	意見公募結果について 介護保険料について 事業計画の答申案について

6 日常生活圏域の設定

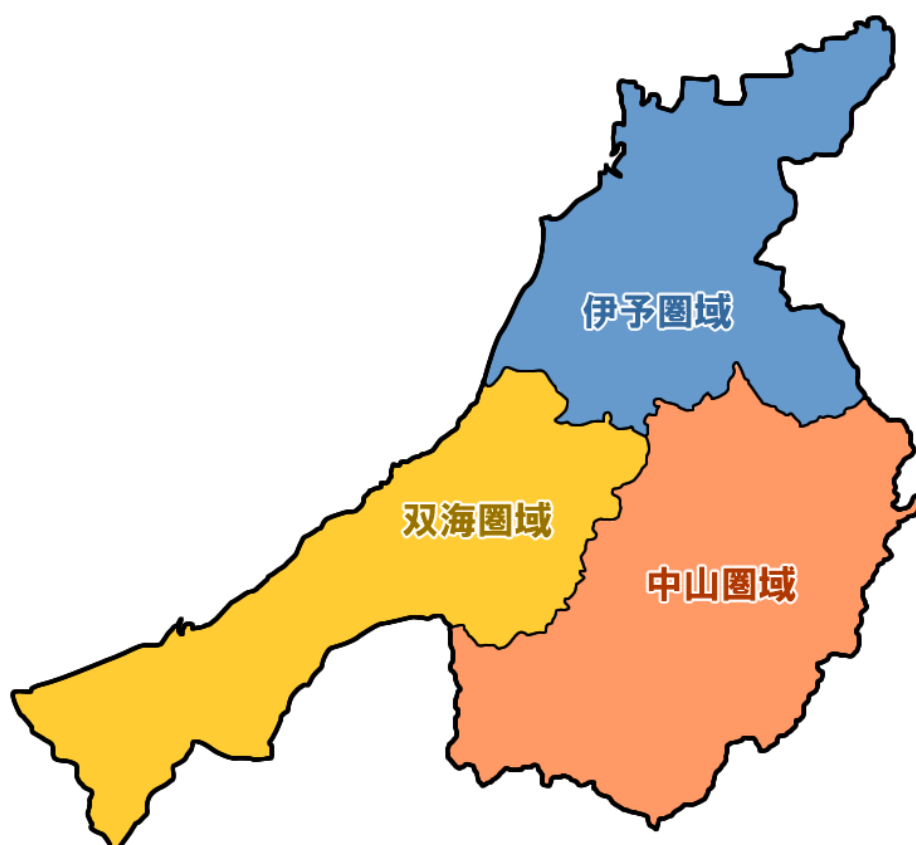
高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、市民が日常生活を営むために行動している範囲ごとに区分した日常生活圏域を設定し、その範囲内で保健・医療・福祉サービス等の利用が完結するように、サービス基盤の整備を進めています。

本市においては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、前期計画と同様に3つの圏域を設定します。

圏域別の人口、高齢者数、高齢化率は次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（平成26年9月末現在）

日常生活圏域	伊予圏域	中山圏域	双海圏域
人口(人)	30,892人	3,375人	4,332人
高齢者数(人)	8,161人	1,532人	1,829人
高齢化率(%)	26.4%	45.4%	42.2%



圏域別の介護サービス基盤の状況は、次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（施設数、括弧内は定員数）

		伊予 圏域	中山 圏域	双海 圏域	計
介護予防支援事業所		1	0	0	1
居宅介護支援事業所		10	1	2	13
居宅サービス事業所	訪問介護	7	3	2	12
	訪問入浴介護	0	0	0	0
	訪問看護	2	1	0	3
	訪問リハビリテーション	1	0	0	1
	通所介護	10	3	2	15
	通所リハビリテーション	3	0	0	3
	短期入所生活介護	2	3	1	6
	短期入所療養介護	2	0	0	2
	特定施設入居者生活介護	1	0	0	1
	福祉用具貸与	2	0	0	2
	特定福祉用具販売	2	0	0	2
地域密着型サービス 事業所	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	5	0	0	5
	小規模多機能型居宅介護（※）	2	0	0	2
	複合型サービス	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	7(126)	1(18)	1(18)	9(162)
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	2(100)	1(30)	1(50)	4(180)
	介護老人保健施設	2(144)	0	0	2(144)
	介護療養型医療施設	1(16)	0	0	1(16)

出展：厚生労働省 介護サービス情報公表システムより

※平成27年4月の1施設増を含んでいます。

第2章 高齢者等に関する現状

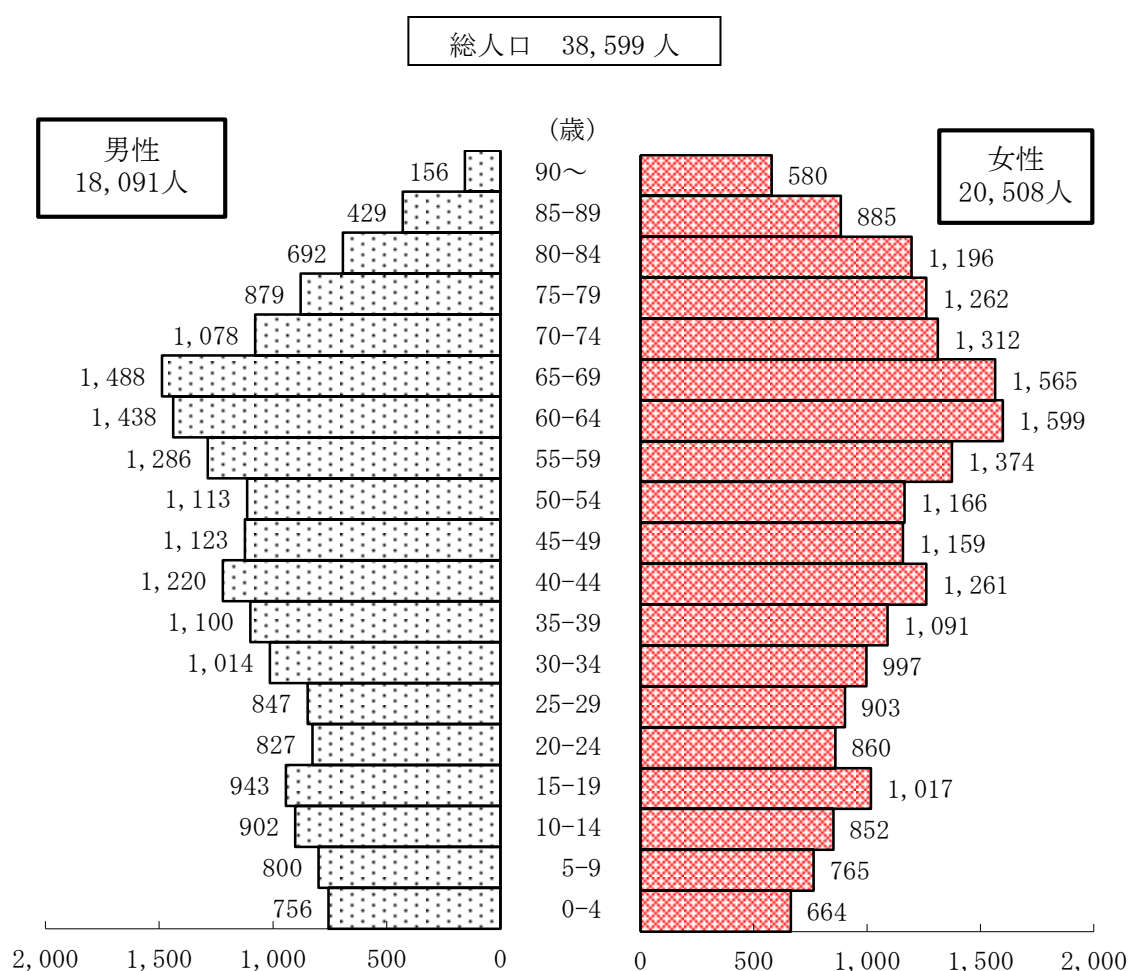
第2章 高齢者等に関する現状

1 人口等の実績

(1) 人口構成

本市の平成26年9月末現在の人口は、男性18,091人、女性20,508人で合計38,599人となっています。年齢階層別にみると、男性は「65～69歳」、女性は「60～64歳」が最も多くなっています。

■人口ピラミッド



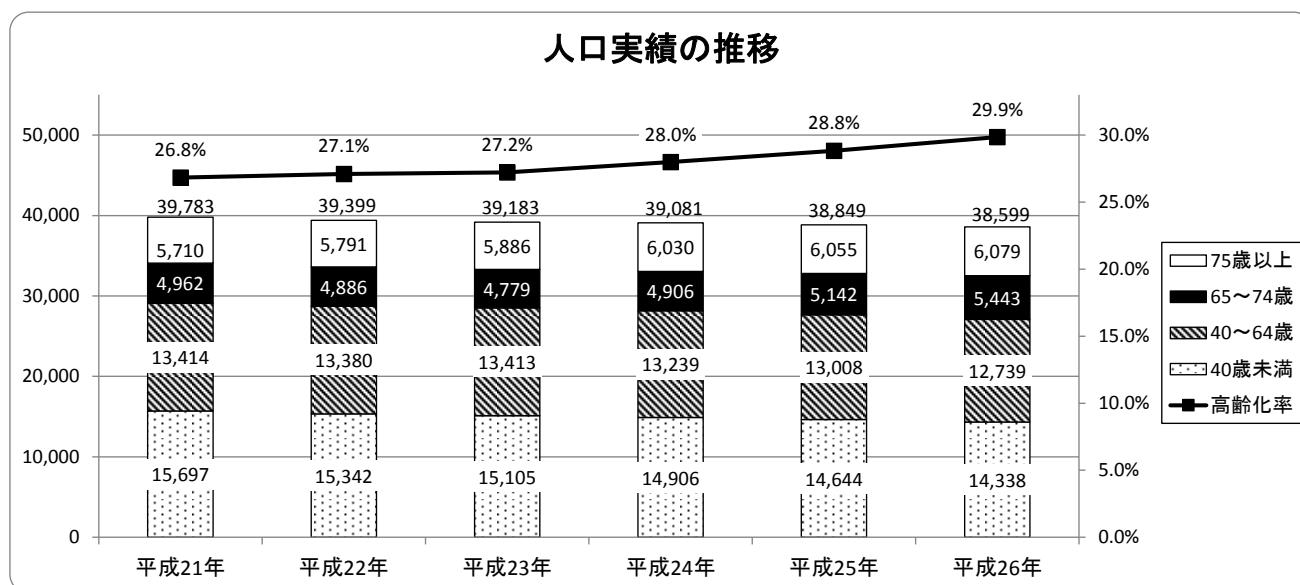
出展：住民基本台帳 平成26年9月末現在

(2) 人口実績の推移

本市の総人口は、平成21年の39,783人から、平成26年には38,599人と、1,184人減少しています。年齢階層別に見ると、65～74歳、75歳以上人口は増加傾向となっていますが、40～64歳、40歳未満人口は減少傾向となっています。

(単位：人)

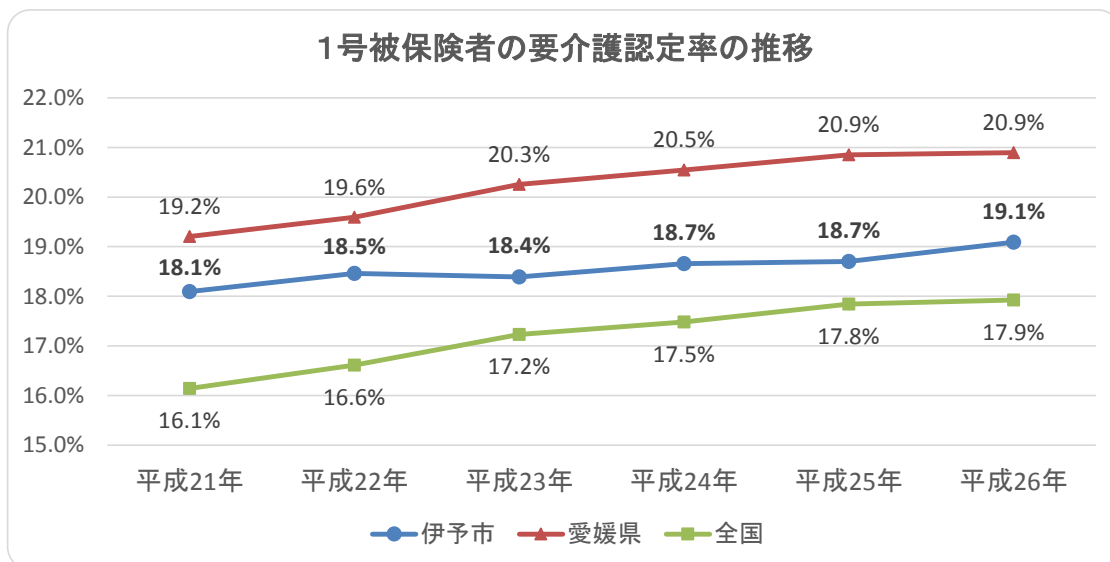
年齢	人口実績 (外国人を含む)					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第1号被保険者 (65歳以上)	10,672	10,677	10,665	10,936	11,197	11,522
(内 75歳以上)	5,710	5,791	5,886	6,030	6,055	6,079
第2号被保険者 (40～64歳)	13,414	13,380	13,413	13,239	13,008	12,739
40歳未満	15,697	15,342	15,105	14,906	14,644	14,338
総人口	39,783	39,399	39,183	39,081	38,849	38,599
高齢化率	26.8%	27.1%	27.2%	28.0%	28.8%	29.9%
後期高齢化率	14.4%	14.7%	15.0%	15.4%	15.6%	15.7%



出展：住民基本台帳 平成26年9月末現在

(3) 1号被保険者の要介護認定率の推移

本市における1号被保険者の認定率は、平成21年18.1%から平成26年19.1%と1.0ポイント上昇しています。全国、愛媛県平均の認定率と比較すると、各年で愛媛県平均は下回っていますが、全国平均よりは高い認定率となっています。



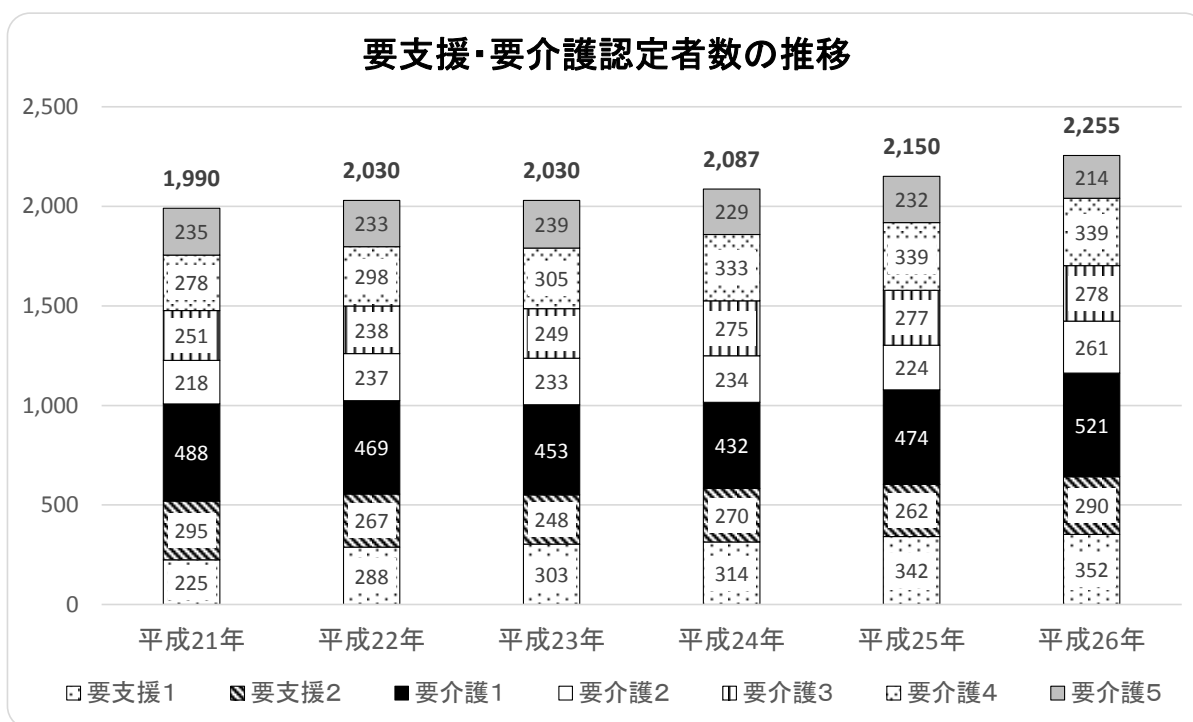
出展：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移は、平成21年1,990人から平成26年2,255人となっており、265人増加しています。介護度別に見ると要支援1の増加が大きくなっています。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	構成比(%) (H26)
要支援1	225	288	303	314	342	352	15.6%
要支援2	295	267	248	270	262	290	12.9%
要介護1	488	469	453	432	474	521	23.1%
要介護2	218	237	233	234	224	261	11.6%
要介護3	251	238	249	275	277	278	12.3%
要介護4	278	298	305	333	339	339	15.0%
要介護5	235	233	239	229	232	214	9.5%
総認定者数	1,990	2,030	2,030	2,087	2,150	2,255	100.0%



出展：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月

2 第5期計画期間における給付実績

(1) 介護給付

① 居宅サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「訪問入浴介護」「通所介護」「短期入所療養介護」「特定施設入居者生活介護」となっています。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
居宅サービス		1,213,362	1,237,409	98.1%	1,282,461	1,330,152	96.4%
訪問介護	給付費	189,629	194,642	97.4%	176,504	200,321	88.1%
	延べ利用人数	3,390	3,300	102.7%	3,213	3,376	95.2%
訪問入浴介護	給付費	5,578	4,363	127.8%	5,090	4,090	124.4%
	延べ利用人数	103	96	107.3%	92	93	98.9%
訪問看護	給付費	71,803	77,920	92.1%	73,179	85,706	85.4%
	延べ利用人数	1,867	1,992	93.7%	1,957	2,196	89.1%
訪問リハビリテーション	給付費	2,046	5,113	40.0%	1,191	5,595	21.3%
	延べ利用人数	73	132	55.3%	53	144	36.8%
居宅療養管理指導	給付費	9,192	11,889	77.3%	10,742	13,666	78.6%
	延べ利用人数	1,604	1,692	94.8%	1,936	1,944	99.6%
通所介護	給付費	457,946	453,211	101.0%	493,135	471,932	104.5%
	延べ利用人数	5,862	5,688	103.1%	6,288	5,921	106.2%
通所リハビリテーション	給付費	125,655	120,280	104.5%	121,544	134,769	90.2%
	延べ利用人数	1,422	1,392	102.2%	1,390	1,548	89.8%
短期入所生活介護	給付費	182,583	198,722	91.9%	194,994	212,599	91.7%
	延べ利用人数	2,119	2,088	101.5%	2,101	2,208	95.2%
短期入所療養介護	給付費	8,247	5,196	158.7%	7,420	6,022	123.2%
	延べ利用人数	117	120	97.5%	102	144	70.8%
特定施設入居者生活介護	給付費	96,875	97,594	99.3%	128,916	121,834	105.8%
	延べ利用人数	565	576	98.1%	755	720	104.9%
福祉用具貸与	給付費	60,401	63,297	95.4%	65,707	68,155	96.4%
	延べ利用人数	4,800	4,623	103.8%	5,428	4,908	110.6%
特定福祉用具販売	給付費	3,408	5,181	65.8%	4,038	5,462	73.9%
	延べ利用人数	99	168	58.9%	124	180	68.9%

※計画対比については、小数点第2位を四捨五入しています。また、各サービス別給付費の合計は、千円単位以下の取扱いにより、一致しない場合があります。(以下同様)

② 地域密着型サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」となっています。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型サービス		425,489	422,541	100.7%	470,445	442,817	106.2%
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%
認知症対応型 通所介護	給付費	7,176	10,431	68.8%	19,150	13,815	138.6%
	延べ利用人数	88	146	60.3%	216	228	94.7%
小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	11,525	0.0%	38,387	25,583	150.0%
	延べ利用人数	0	68	0.0%	217	148	146.6%
認知症対応型 共同生活介護	給付費	418,313	400,585	104.4%	412,908	403,419	102.4%
	延べ利用人数	1,724	1,668	103.4%	1707	1,680	101.6%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%
複合型サービス	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%

③ 施設サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「介護老人保健施設」となっています。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護保険施設サービス		1,217,825	1,223,860	99.5%	1,232,248	1,223,860	100.7%
介護老人福祉施設	給付費	563,916	575,410	98.0%	553,876	575,410	96.3%
	延べ利用人数	2,242	2,292	97.8%	2,250	2,292	98.2%
介護老人保健施設	給付費	371,331	348,567	106.5%	382,578	348,567	109.8%
	延べ利用人数	1,379	1,380	99.9%	1,419	1,380	102.8%
介護療養型医療施設	給付費	282,578	299,883	94.2%	295,794	299,883	98.6%
	延べ利用人数	874	996	87.8%	891	996	89.5%

④ その他の介護サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスはありませんでした。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
住宅改修	給付費	10,458	11,773	88.8%	10,875	13,588	80.0%
	延べ利用人数	103	144	71.5%	123	168	73.2%
居宅介護支援	給付費	119,397	127,923	93.3%	124,462	128,934	96.5%
	延べ利用人数	9,305	9,816	94.8%	9,638	9,924	97.1%

(2) 予防給付

① 居宅サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防福祉用具貸与」となっています。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防サービス		167,157	177,864	94.0%	110,577	188,283	58.7%
介護予防訪問介護	給付費	38,403	43,316	88.7%	37,829	44,947	84.2%
	延べ利用人数	1,924	2,124	90.6%	1,959	2,212	88.6%
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	延べ利用人数	0	0	0.0%	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	給付費	10,197	13,164	77.5%	12,004	14,002	85.7%
	延べ利用人数	346	452	76.5%	371	480	77.3%
介護予防訪問リハビリ テーション	給付費	435	2,778	15.7%	0	3,095	0.0%
	延べ利用人数	17	108	15.7%	0	124	0.0%
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	1,305	1,029	126.8%	1,464	1,106	132.4%
	延べ利用人数	229	324	70.7%	273	348	78.4%
介護予防通所介護	給付費	74,988	77,123	97.2%	75,927	78,872	96.3%
	延べ利用人数	2,392	2,484	96.3%	2,446	2,532	96.6%
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	18,250	18,923	96.4%	22,152	21,459	103.2%
	延べ利用人数	518	552	93.8%	612	624	98.1%
介護予防 短期入所生活介護	給付費	2,963	2,847	104.1%	3,493	3,156	110.7%
	延べ利用人数	84	60	140.0%	91	72	126.4%
介護予防 短期入所療養介護	給付費	68	0	0.0%	27	0	0.0%
	延べ利用人数	1	12	8.3%	2	48	4.2%
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	11,367	10,683	106.4%	15,419	12,222	126.2%
	延べ利用人数	131	132	99.2%	194	144	134.7%
介護予防 福祉用具貸与	給付費	7,356	6,148	119.6%	7,448	6,333	117.6%
	延べ利用人数	1,384	1,168	118.5%	1,578	1,208	130.6%
特定介護予防 福祉用具販売	給付費	1,826	1,854	98.5%	1,535	3,090	49.7%
	延べ利用人数	83	96	86.5%	65	160	40.6%

② 地域密着型介護予防サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは「介護予防認知症対応型通所介護」となっています。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型介護予防サービス		8,300	25,637	32.4%	2,867	27,043	10.6%
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	884	385	229.6%	2,041	791	258.0%
	延べ利用人数	23	24	95.8%	43	48	89.6%
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費	0	627	0.0%	0	1,627	0.0%
	延べ利用人数	0	8	0.0%	0	24	0.0%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	7,416	24,625	30.1%	5,969	24,625	24.2%
	延べ利用人数	33	108	30.6%	27	108	25.0%

③ その他の介護予防サービス

第5期計画における計画値と実績値を比較すると、平成25年度において給付実績が計画値を上回ったサービスはありませんでした。

(単位：千円、人)

サービスの種類		平成24年度			平成25年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防住宅改修	給付費	7,986	10,118	78.9%	6,206	11,975	51.8%
	延べ利用人数	96	120	80.0%	75	144	52.1%
介護予防支援	給付費	20,712	21,526	96.2%	21,414	23,641	90.6%
	延べ利用人数	4,862	5,124	94.9%	5,049	5,628	89.7%

3 人口等の将来推計

(1) 人口推計結果

人口推計は、平成22年から平成26年までの住民基本台帳人口を用いてコーホート変化率法により行いました。

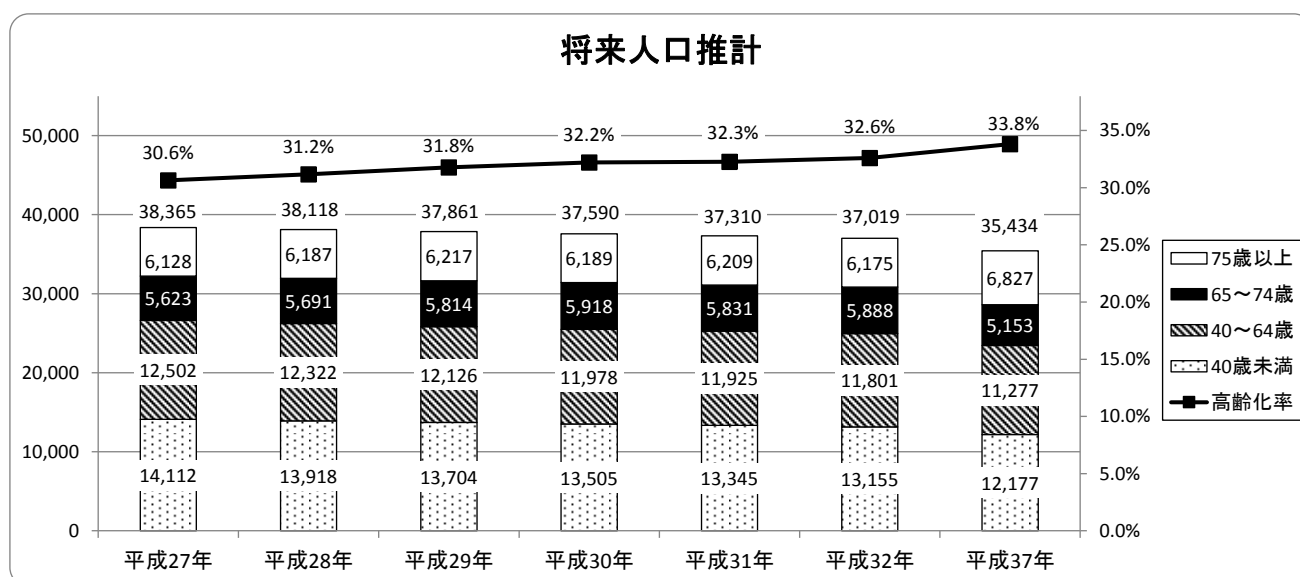
第6期介護保険事業計画では、2025（平成37）年を見据えた計画の策定が国の基本指針に示されていることから、平成37年までの推計人口を算出しました。

推計結果をみると、総人口の減少傾向は今後も続き、第6期計画期間の最終年度となる平成29年には37,861人、平成37年には35,434人となる見込みです。

一方、高齢化率は年々上昇し、平成37年には33.8%まで上昇すると予測されています。

(単位：人)

年齢	第6期計画期間			第7期計画期間			第9期
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号被保険者 (65歳以上)	11,751	11,878	12,031	12,107	12,040	12,063	11,980
(内 75歳以上)	6,128	6,187	6,217	6,189	6,209	6,175	6,827
第2号被保険者 (40～64歳)	12,502	12,322	12,126	11,978	11,925	11,801	11,277
40歳未満	14,112	13,918	13,704	13,505	13,345	13,155	12,177
総人口	38,365	38,118	37,861	37,590	37,310	37,019	35,434
高齢化率	30.6%	31.2%	31.8%	32.2%	32.3%	32.6%	33.8%
後期高齢化率	16.0%	16.2%	16.4%	16.5%	16.6%	16.7%	19.3%



(2) 要支援・要介護認定者の推計

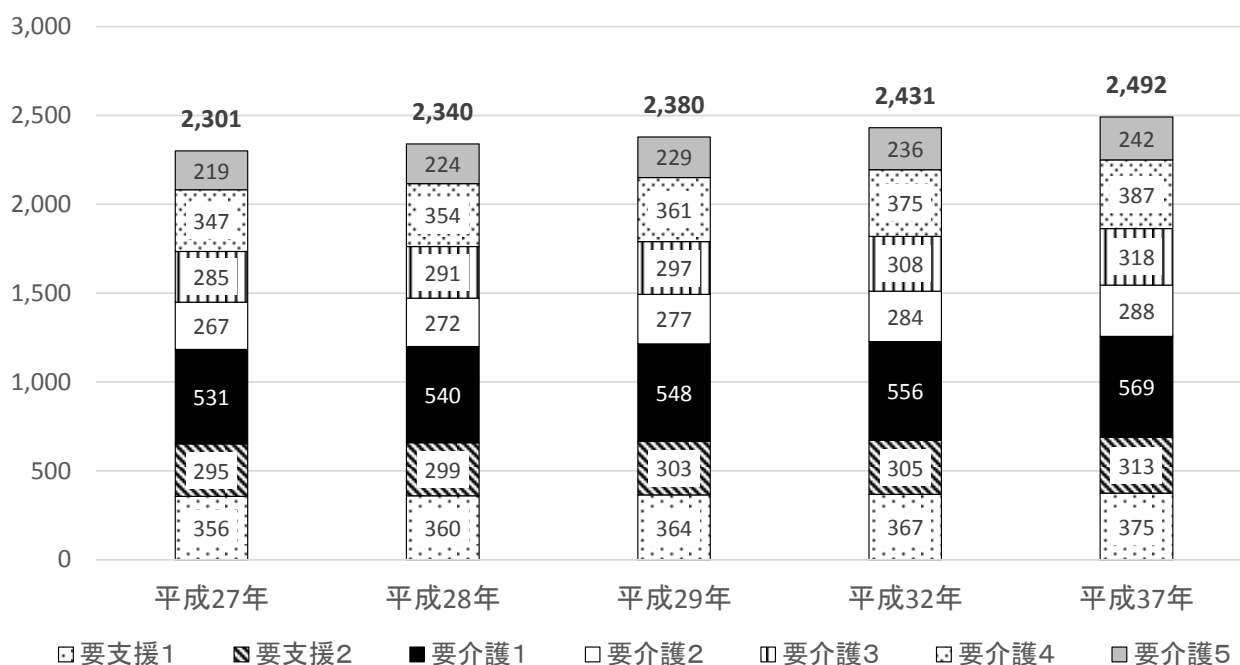
認定者数の見込みをみると、第6期計画期間の最終年度となる平成29年度は2,380人、10年後の平成37年度は2,492人となっており、第6期計画中は毎年約40人程度増加すると見込まれます。

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年	構成比(%) (H26)
要支援1	356	360	364	367	375	15.1%
要支援2	295	299	303	305	313	12.6%
要介護1	531	540	548	556	569	22.8%
要介護2	267	272	277	284	288	11.6%
要介護3	285	291	297	308	318	12.8%
要介護4	347	354	361	375	387	15.5%
要介護5	219	224	229	236	242	9.7%
合計	2,301	2,340	2,380	2,431	2,492	100.0%

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

要支援・要介護認定者数の推計



(3) 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要介護（支援）認定者の推計

高齢者の増加に伴って、認知症高齢者の増加も見込まれます。本計画では国のワークシートを活用して、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要介護（支援）認定者の推計を行いました。

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数は年々増加する見込みです。認定者に占める割合は7割近くとなります。

【伊予市の認知症認定者数（推計）】

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
要支援 1	114	116	118	120	122
要支援 2	92	94	95	95	96
要介護 1～2	558	568	578	589	600
要介護 3～5	746	762	778	807	830
合 計	1,510	1,540	1,569	1,611	1,648
総認定者数	2,301	2,340	2,380	2,431	2,492
総認定者に占める割合 (%)	65.6%	65.8%	65.9%	66.3%	66.1%

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

4 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

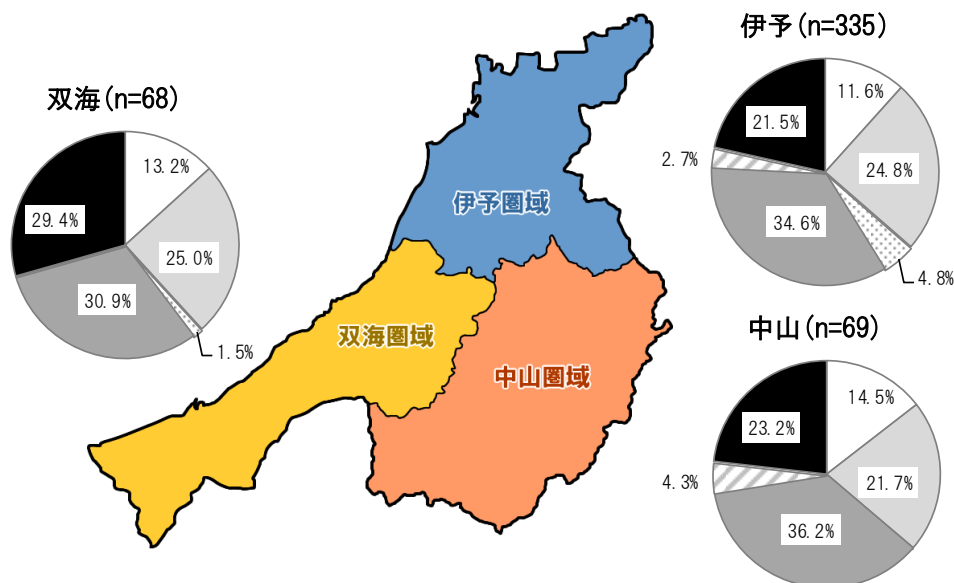
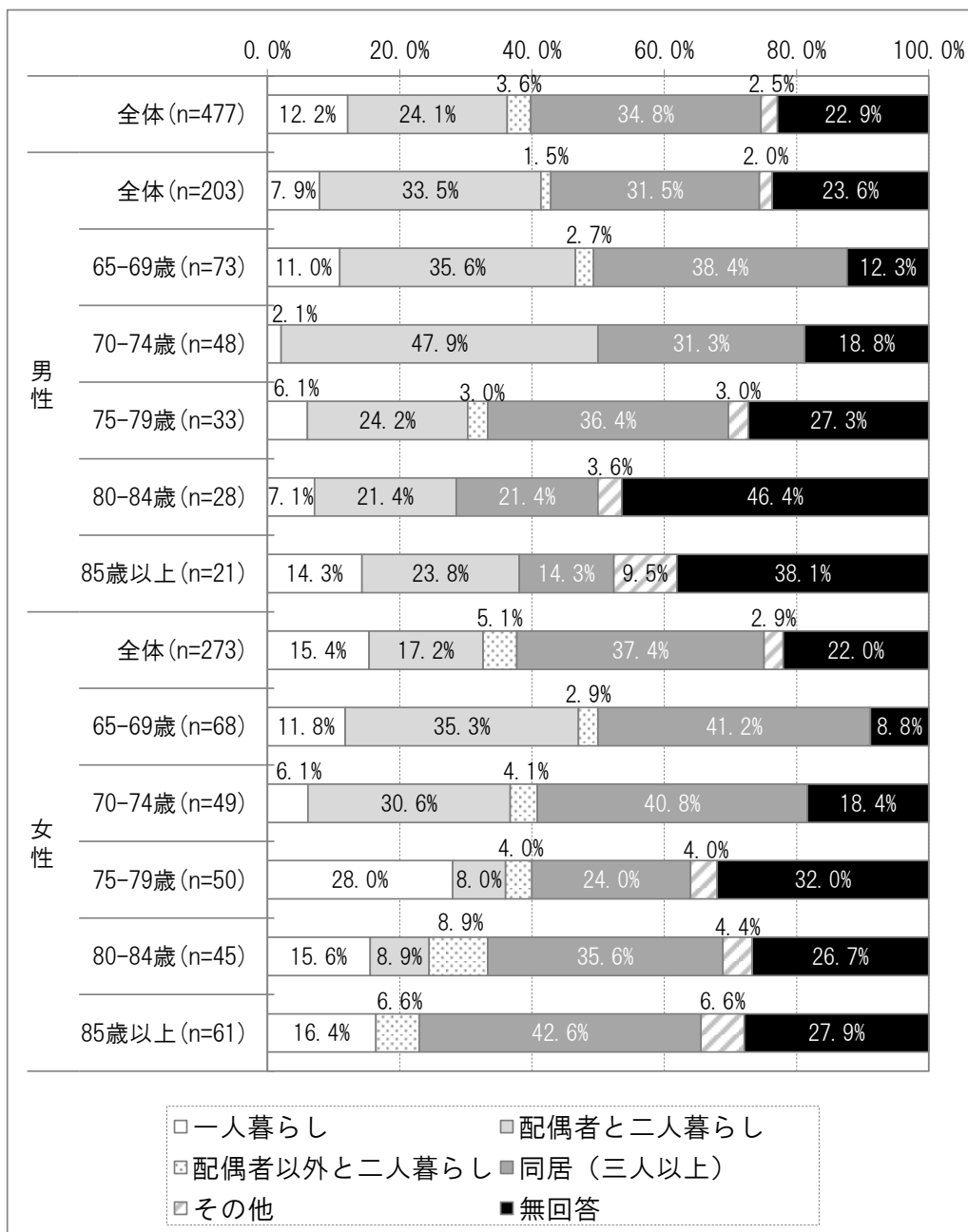
調査結果を見る際の留意点は以下の通りとなっています。

- 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。
- 単数回答の場合、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
- 複数回答の場合、図中にMAと記載しています。
- 男女別、圏域別については、無回答があるため、全体数と一致していません。

(1) 家族構成

世帯構成をみると、全体では「一人暮らし」12.2%、「配偶者と二人暮らし」24.1%、「配偶者以外と二人暮らし」3.6%、「同居（三人以上）」34.8%、「その他」2.5%となっています。

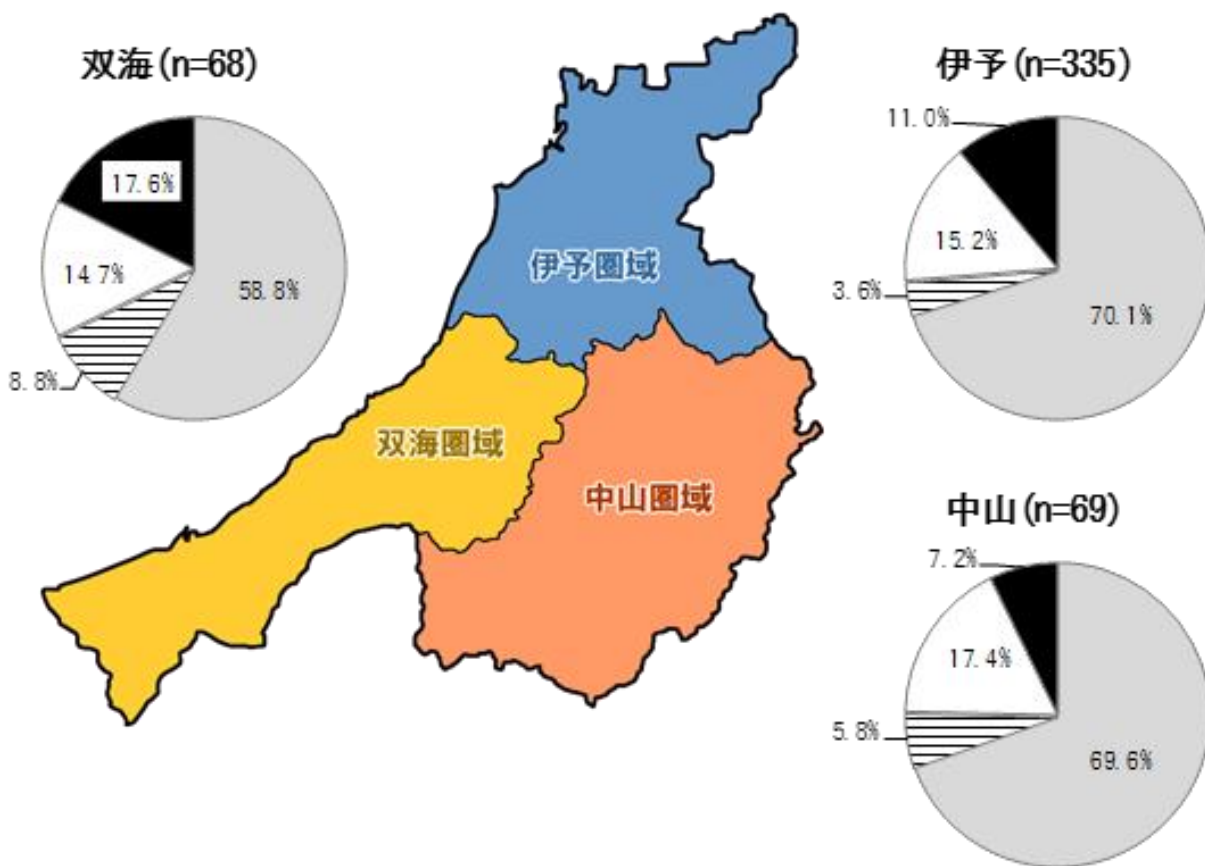
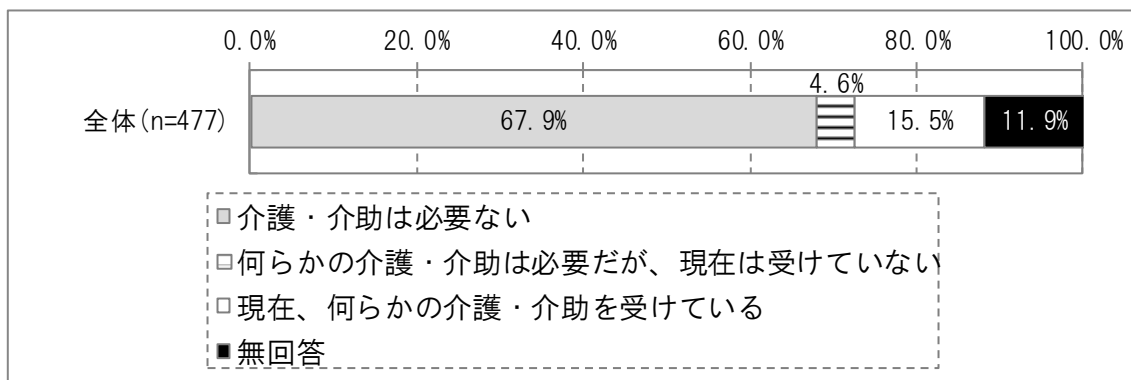
性別・年齢別に「一人暮らし」をみると、男性では85歳以上（14.3%）、女性では75-79歳（28.0%）で最も多くなっています。圏域別にみると、「中山」が「一人暮らし」（14.5%）の割合が他の圏域に比べて高くなっています。



(2) 介護・介助の必要性

普段の生活の中でどなたかの介護・介助が必要かたずねると、全体では「介護・介助は必要ない」67.9%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」4.6%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」15.5%となっています。

圏域別に「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」または「現在、何らかの介護・介助を受けている」と答えた方をみると、「双海」23.5%、「中山」23.2%、「伊予」18.8%の順で多くなっています。

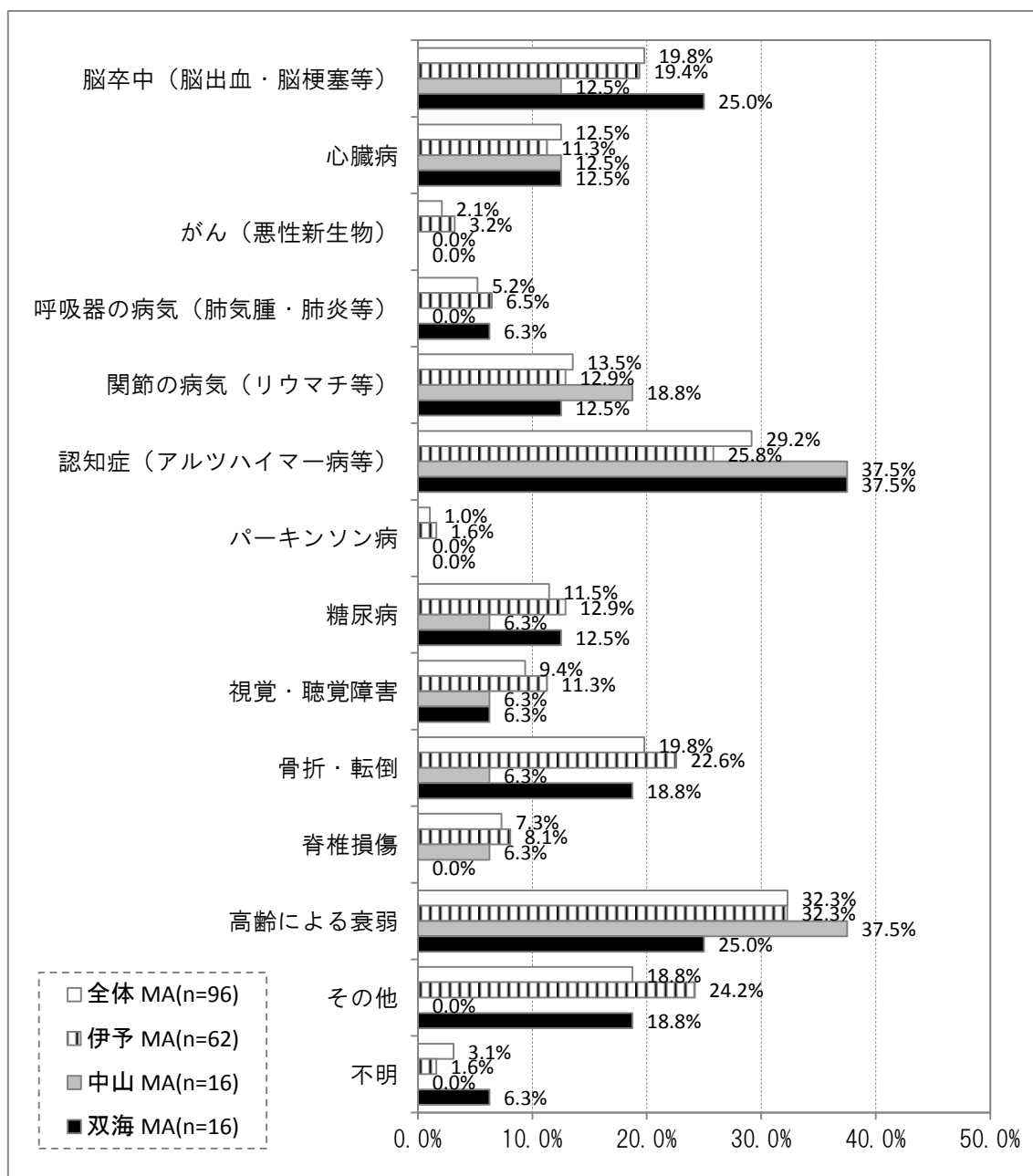


(3) 介護が必要になった主な原因

「介護が必要（現在、介護・介助を受けていない人も含む）」と答えた方のみ

介護が必要になった主な原因をみると、全体では「高齢による衰弱」が最も多く、次いで、「認知症（アルツハイマー病等）」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「骨折・転倒」の順となっています。

圏域別で比べてみると、「伊予」は「骨折・転倒」、「中山」は「関節の病気（リウマチ等）」、「双海」は「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の割合が他圏域に比べて高くなっています。

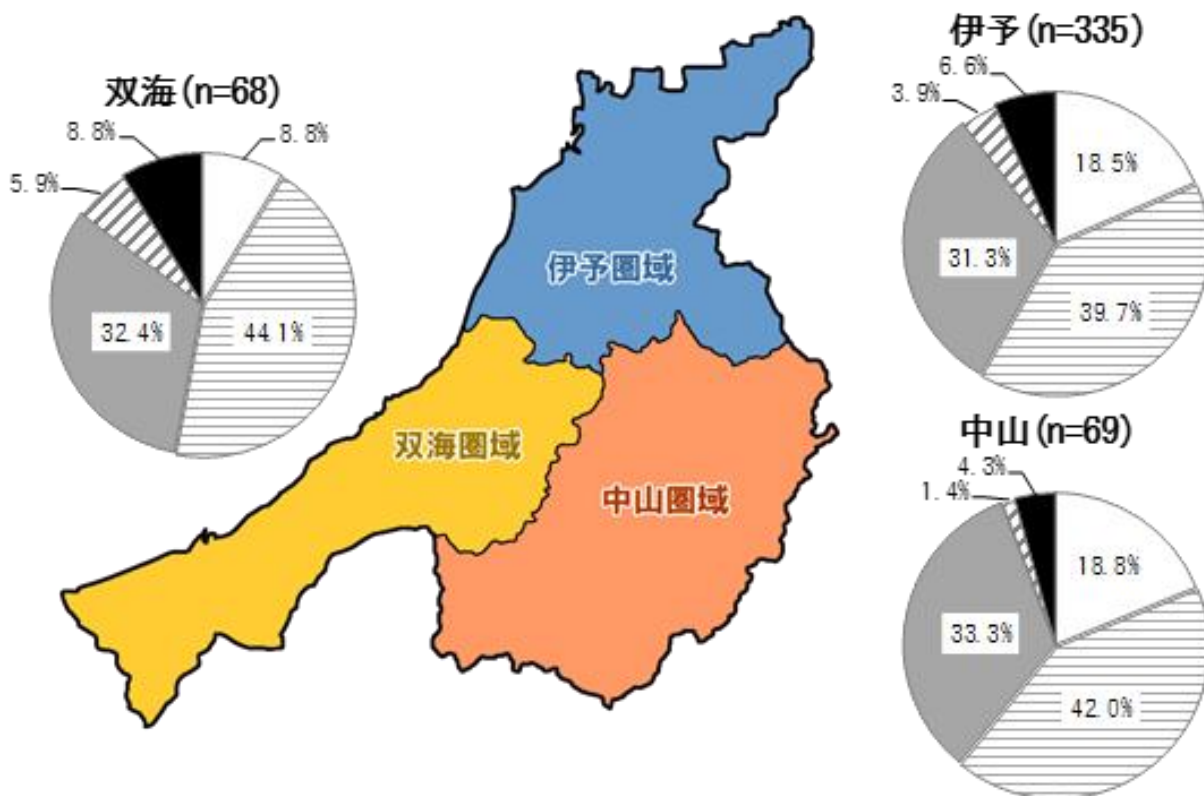
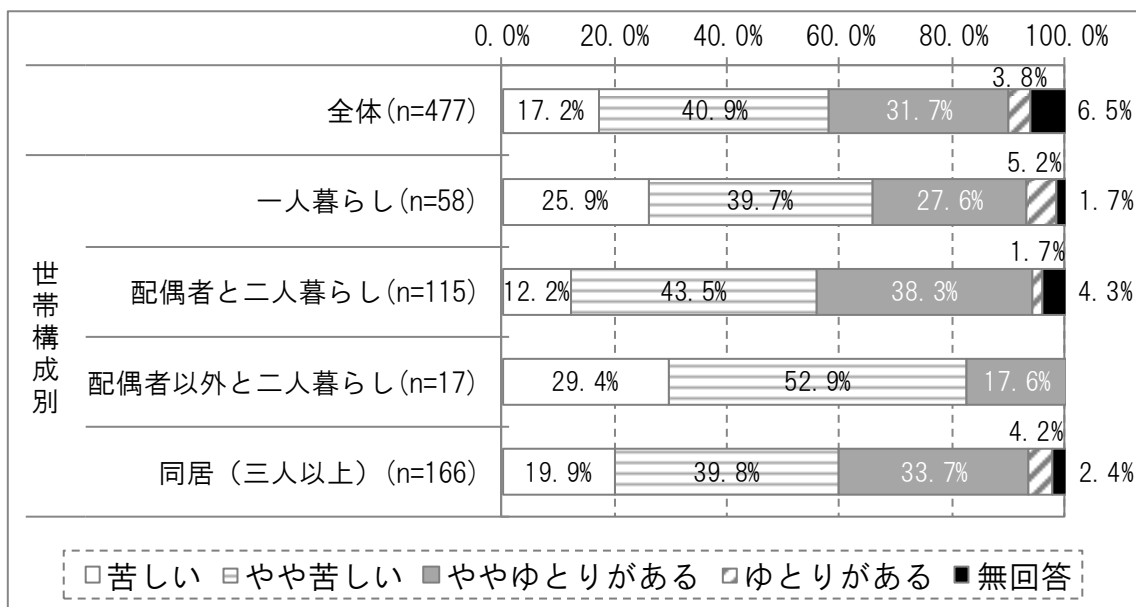


(4) 現在の暮らしの経済状況

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかをたずねると、全体では「やや苦しい」40.9%が最も多く、次いで「ややゆとりがある」31.7%、「苦しい」17.2%、「ゆとりがある」3.8%の順となっています。

世帯構成別にみると、「苦しい（苦しい・やや苦しい）」と答えた方は「配偶者以外と二人暮らし」が82.3%と最も多く、「一人暮らし」の方以上に経済的に厳しい状況となっています。

圏域別にみると、「双海」は他圏域に比べて「ゆとりがある（ややゆとりがある・ゆとりがある）」の割合が高くなっています。

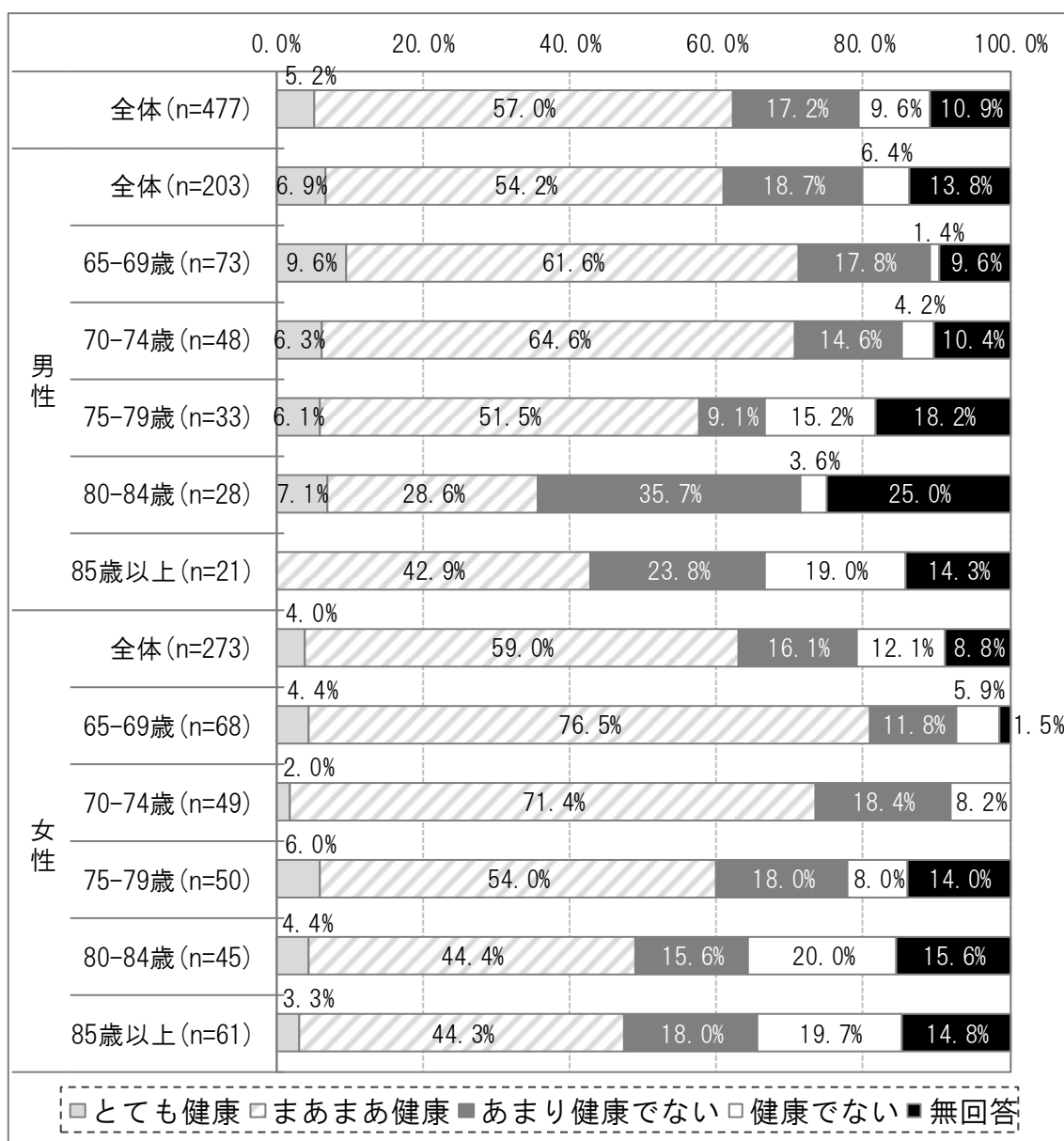


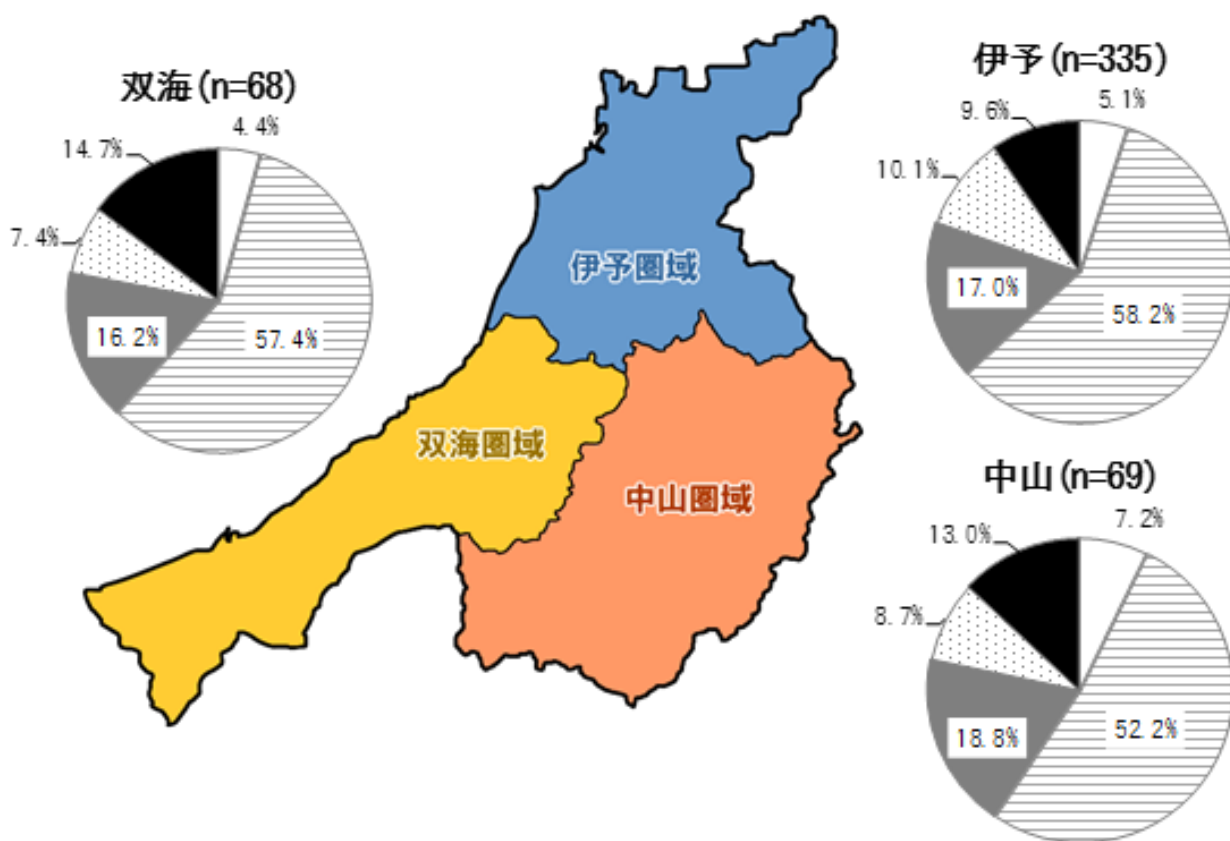
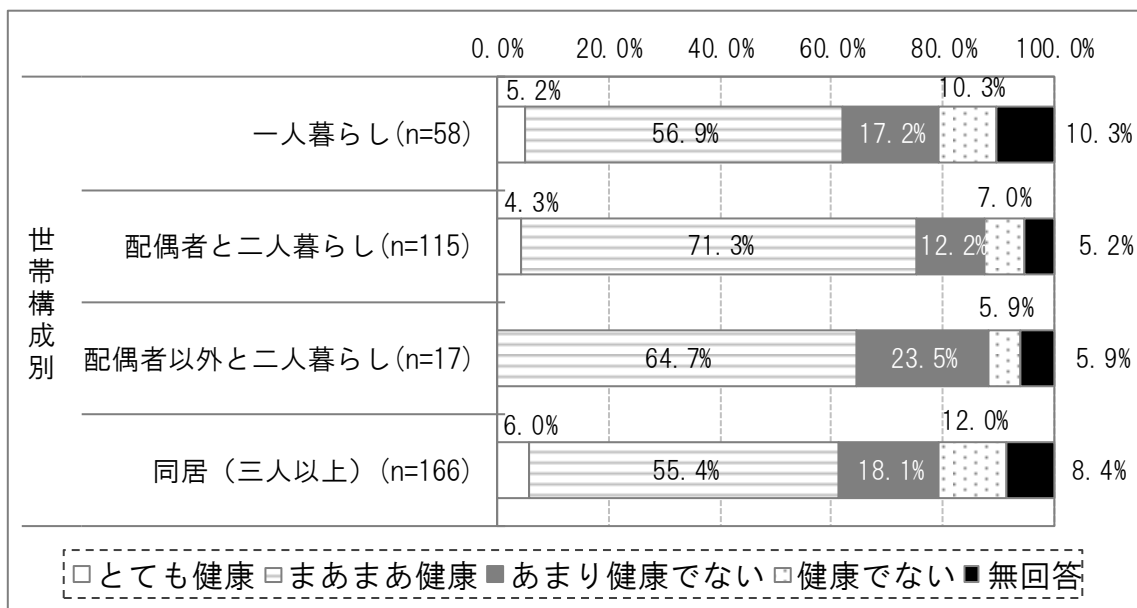
(5) 主観的健康感

普段、ご自分で健康だと思うかたずねると、全体では「とても健康」5.2%、「まあまあ健康」57.0%、「あまり健康でない」17.2%、「健康でない」9.6%となっています。

男性では80-84歳、女性では85歳以上の主観的健康感が低くなっています。

世帯構成別にみると、「同居（三人以上）」、「配偶者以外と二人暮らし」の主観的健康感が低くなっています。

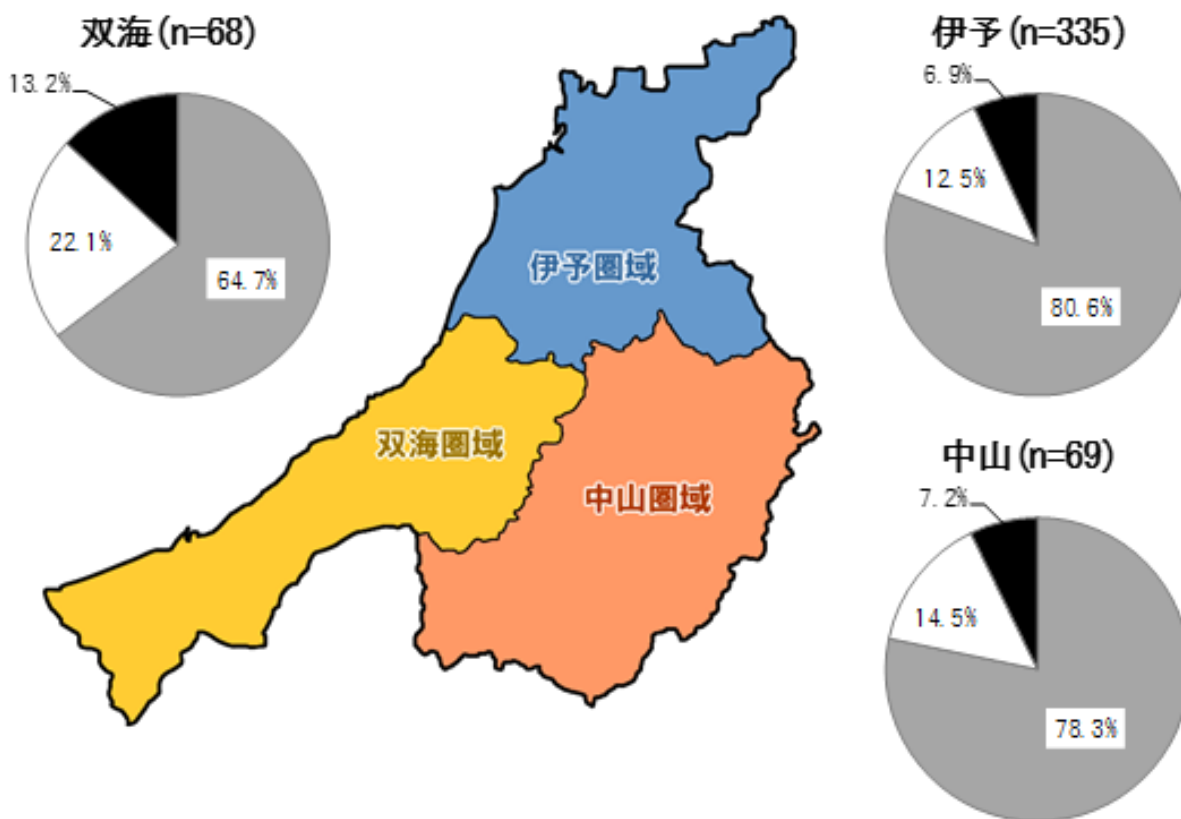
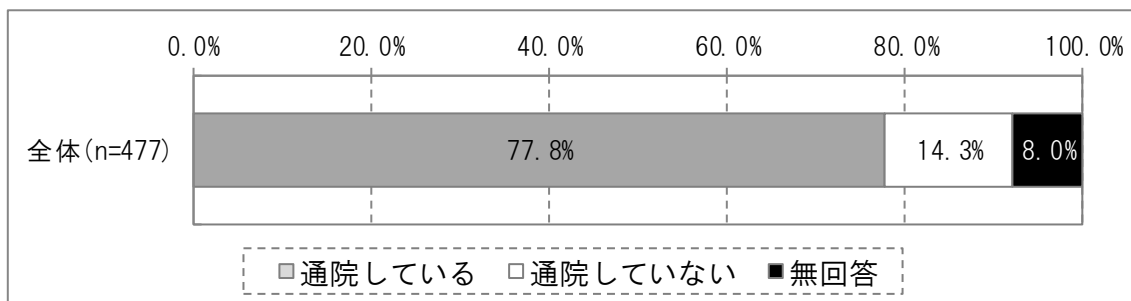




(6) 通院状況

現在通院している方は全体の77.8%を占めています。

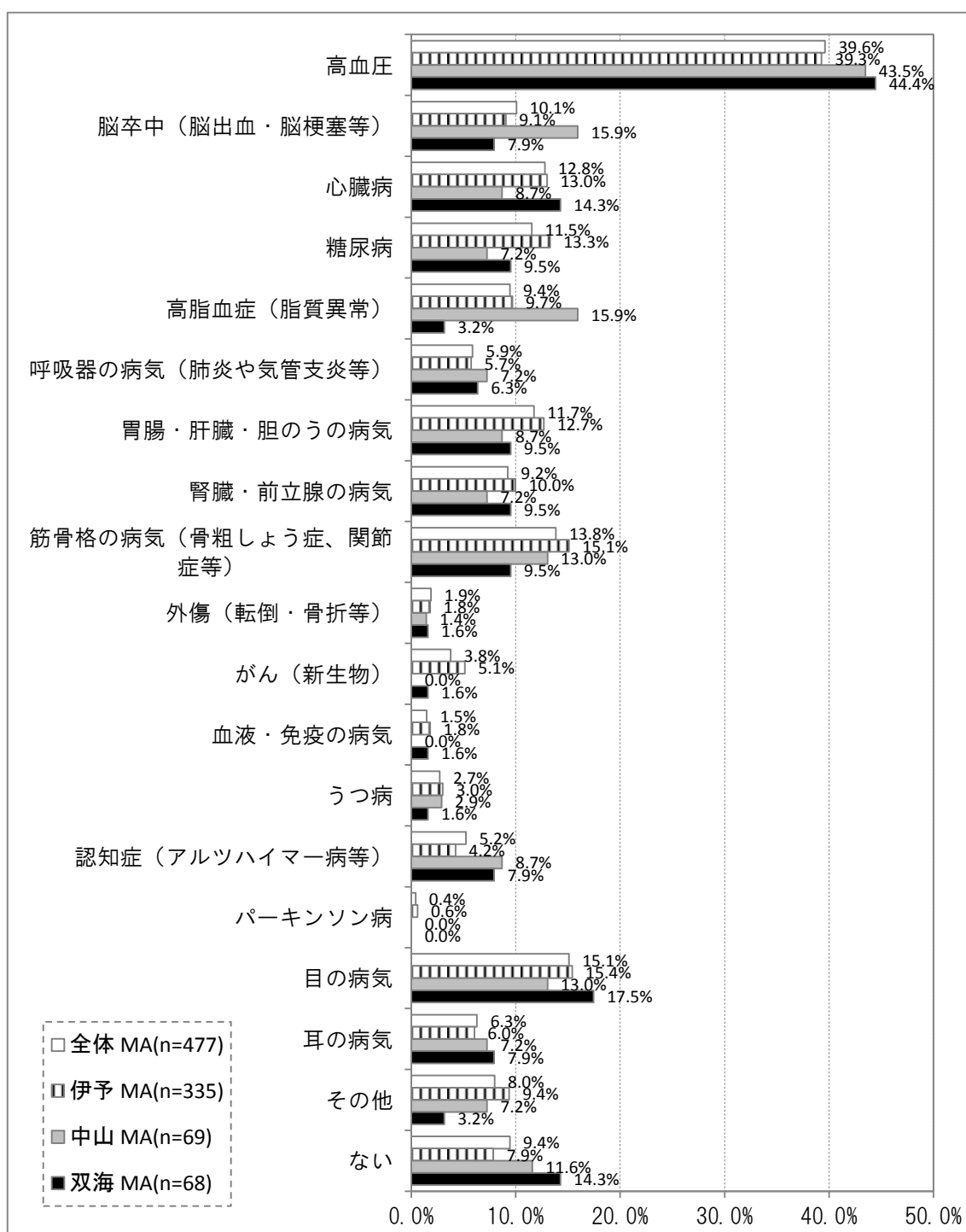
圏域別にみると、「双海」では「通院していない」が22.1%と他圏域に比べて高くなっています。



(7) 疾病の状況

現在治療中、または、後遺症のある疾病をみると、全体では「高血圧」が最も多く、次いで、「目の病気」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の順となっています。

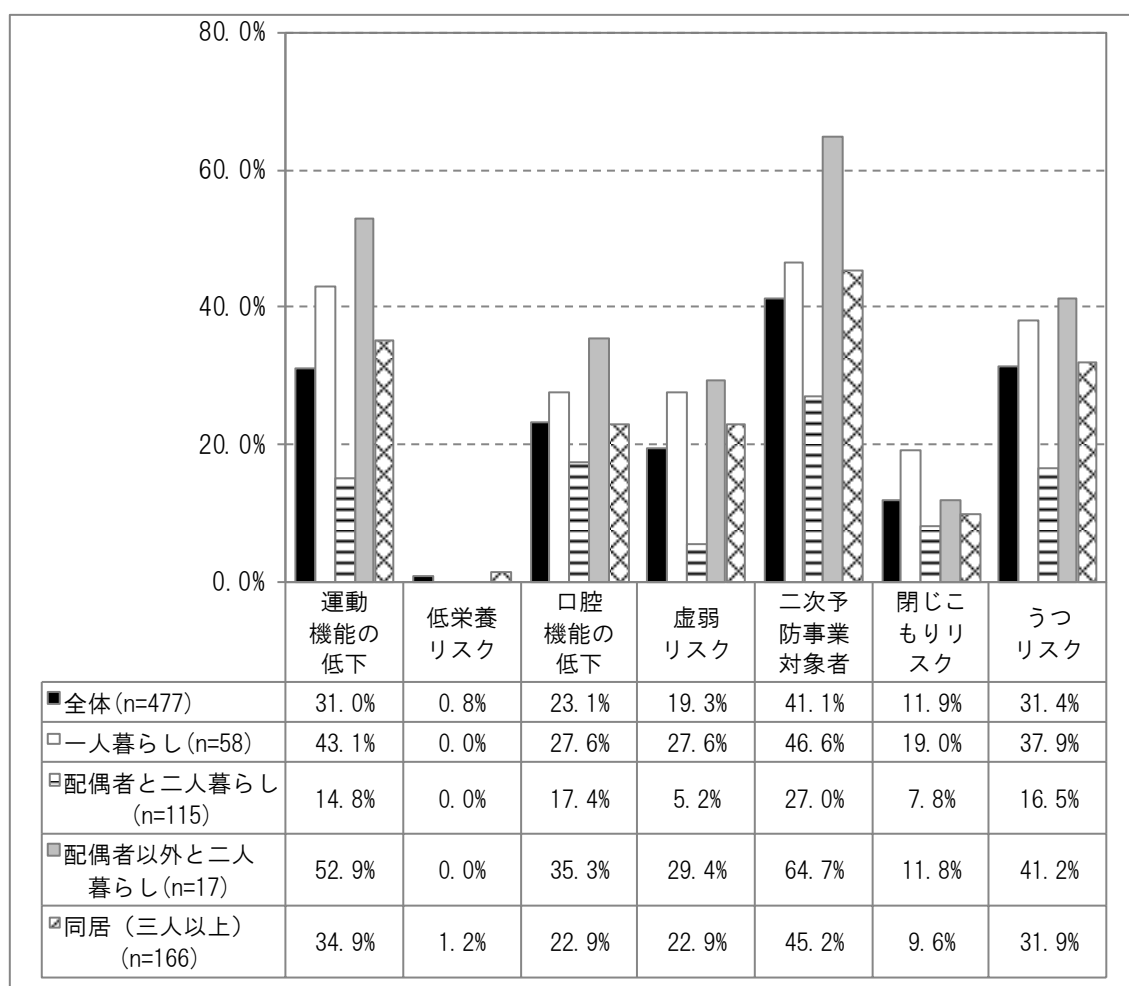
圏域別にみても、すべての圏域で「高血圧」が最も多くなっており、次いで、「伊予」では「目の病気」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」、「中山」では「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「高脂血症（脂質異常）」、「双海」では「目の病気」、「心臓病」「ない」の順となっています。

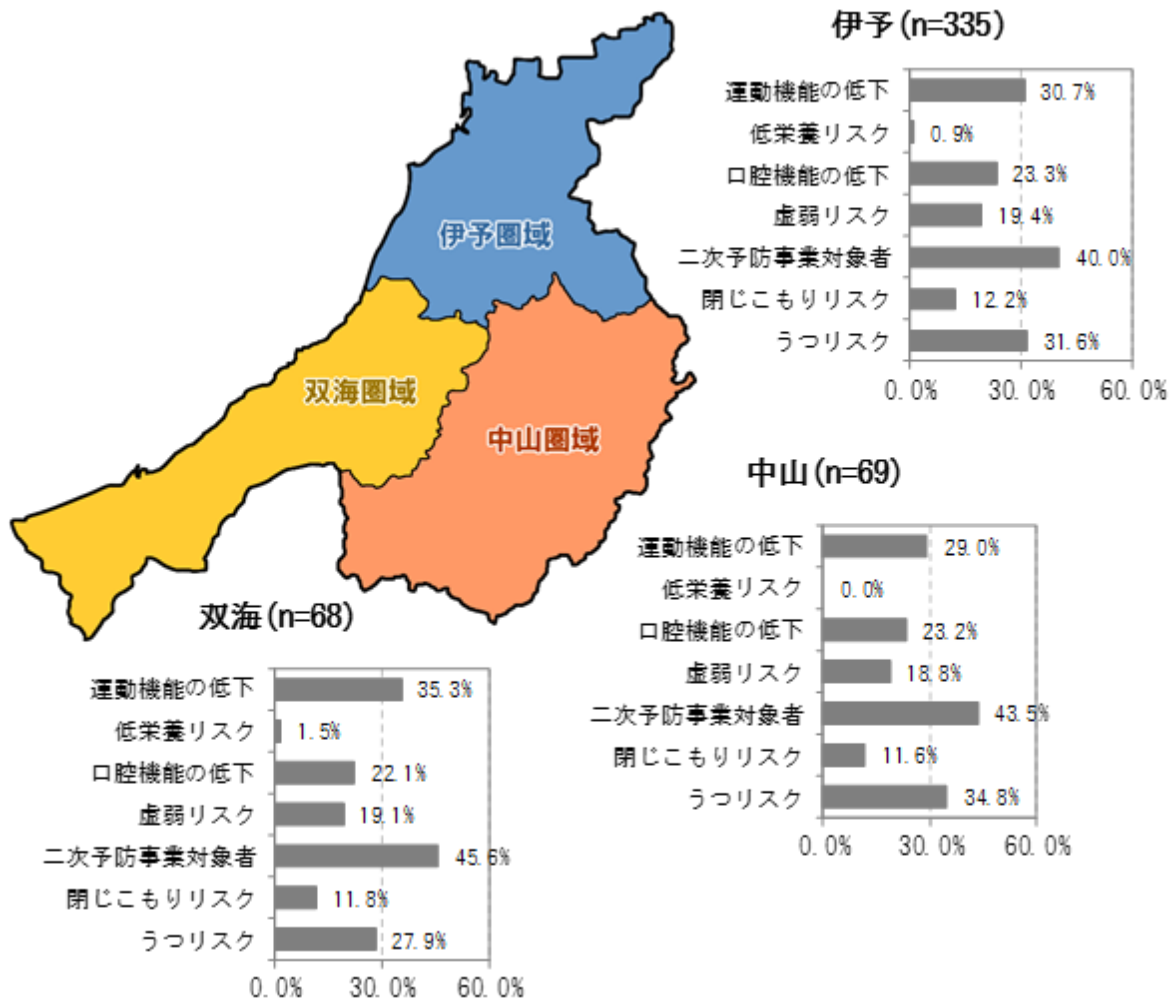


(8) 生活機能評価結果について

基本チェックリストから判定・評価ができる「運動機能の低下」、「低栄養リスク」、「口腔機能の低下」、「虚弱リスク」、「二次予防事業対象者」、「閉じこもりリスク」、「うつリスク」について世帯構成別にみると、「一人暮らし」は「閉じこもりリスク」に該当している方が多くなっています。「配偶者と二人暮らし」はすべての項目で他の世帯より該当者が少なくなっています。「配偶者以外と二人暮らし」は「運動機能の低下」、「口腔機能の低下」、「虚弱リスク」、「二次予防事業対象者」、「うつリスク」の該当者が多くなっています。「同居（三人以上）」は「低栄養リスク」の該当者が多くなっています。

圏域別にみると、「伊予」は「口腔機能の低下」、「虚弱リスク」、「閉じこもりリスク」、「中山」は「うつリスク」、「双海」は「運動機能の低下」、「低栄養リスク」、「二次予防事業対象者」の該当者が他の圏域に比べて多くなっています。





(9) 現在の暮らしの経済状況×基本チェックリスト判定結果

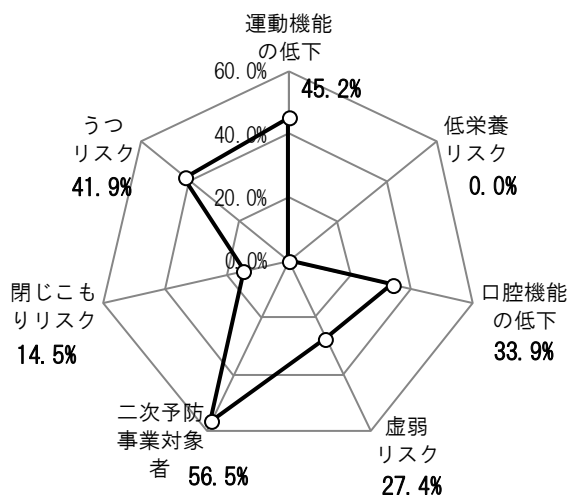
① 伊予圏域



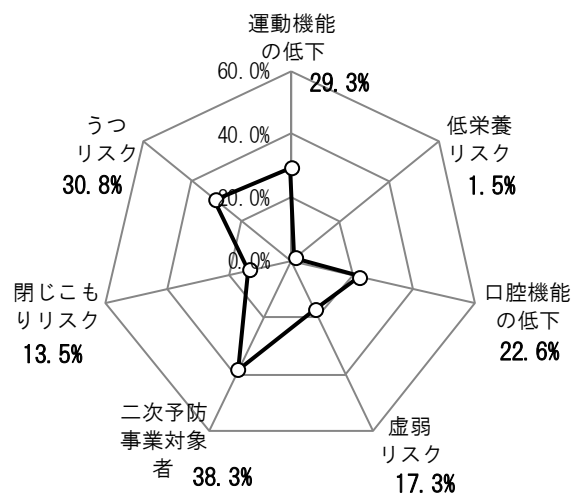
伊予圏域について、現在の暮らしの経済状況別に基本チェックリスト判定結果をみると、経済的に厳しい方ほど、リスク保有者が多い傾向にあります。

今後、介護予防サービスや介護サービスを利用する可能性が高い方（現在の二次予防該当者）は、経済的に厳しい方が多くなっています。

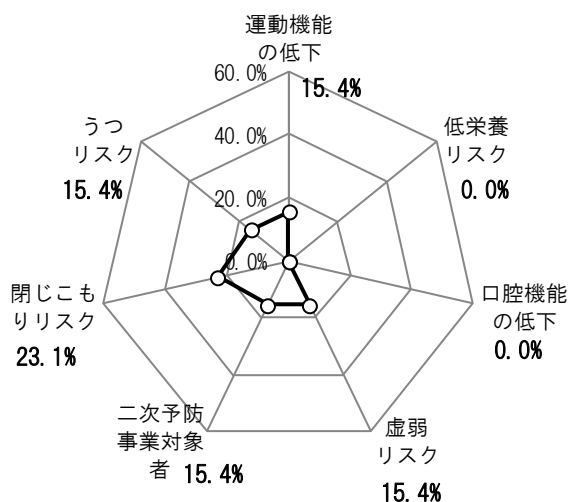
苦しい (n=62)



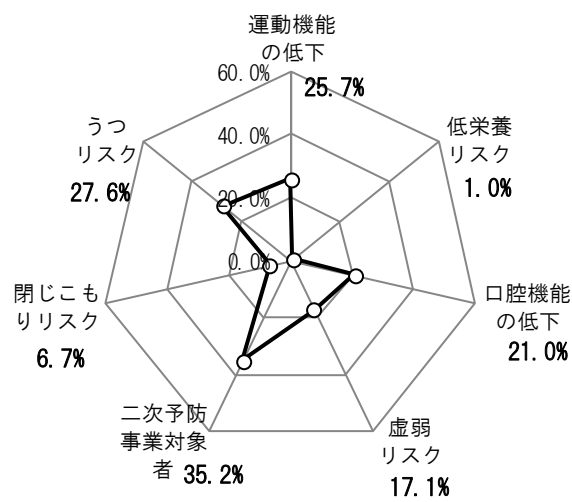
やや苦しい (n=133)



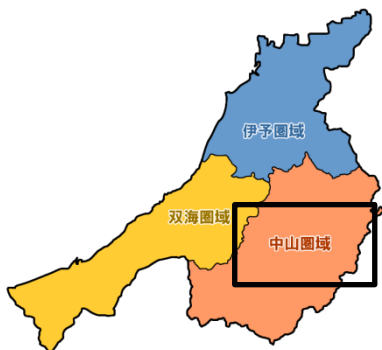
ゆとりがある (n=13)



ややゆとりがある (n=105)



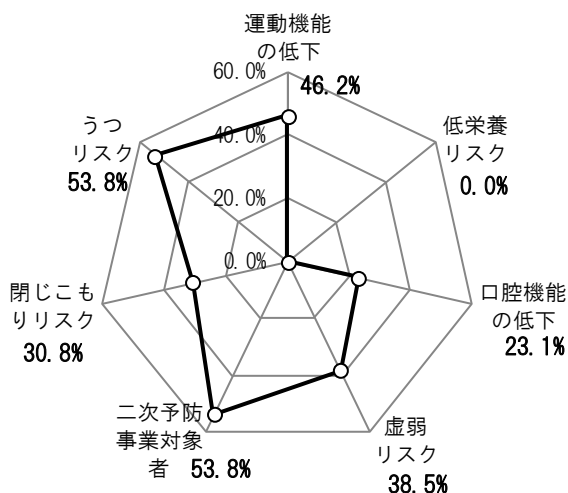
② 中山圏域



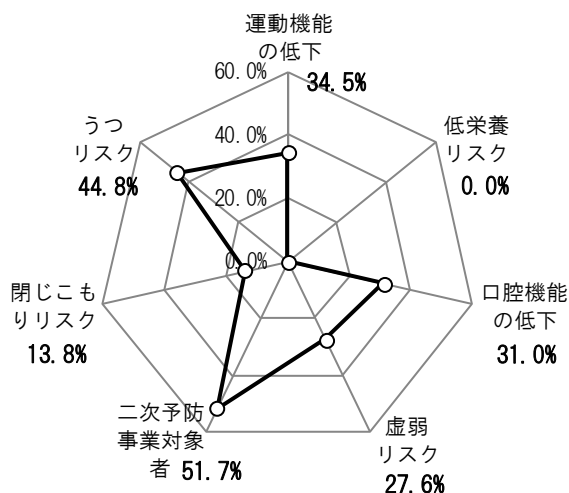
中山圏域についても、伊予圏域同様に経済的に厳しい方ほど、リスク保有者が多い傾向にあります。

今後、介護予防サービスや介護サービスを利用する可能性が高い方（現在の二次予防該当者）は、経済的に厳しい方が多くなっています。

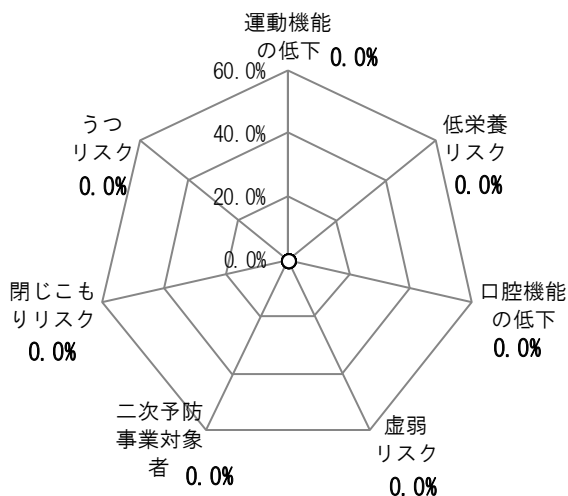
苦しい (n=13)



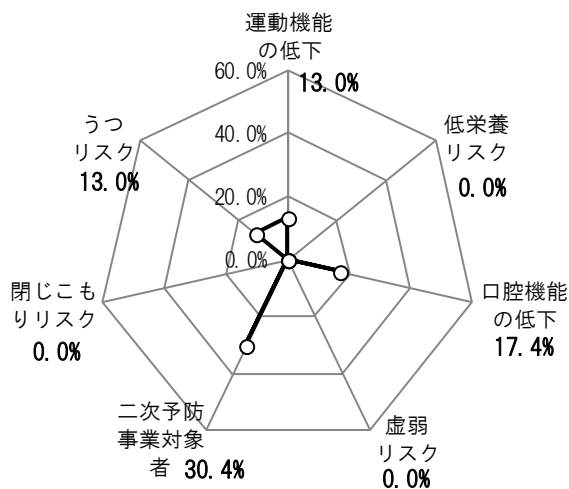
やや苦しい (n=29)



ゆとりがある (n=23)

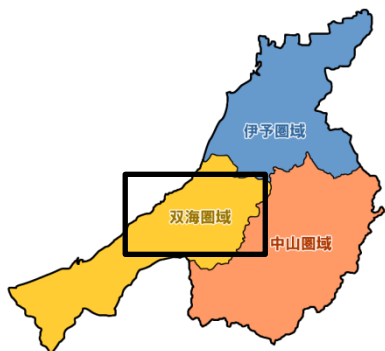


ややゆとりがある (n=1)

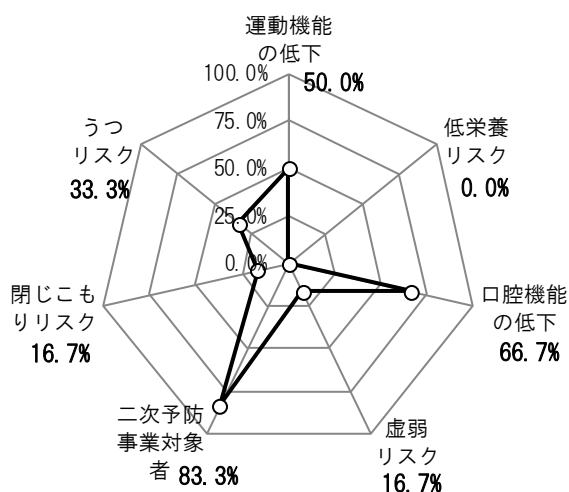


③ 双海圏域

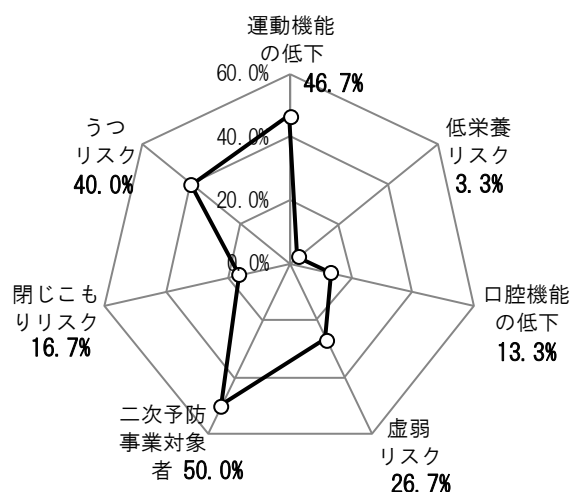
双海圏域は他の2圏域に比べると、経済状況とリスク保有者の因果関係があまり見られませんでした。



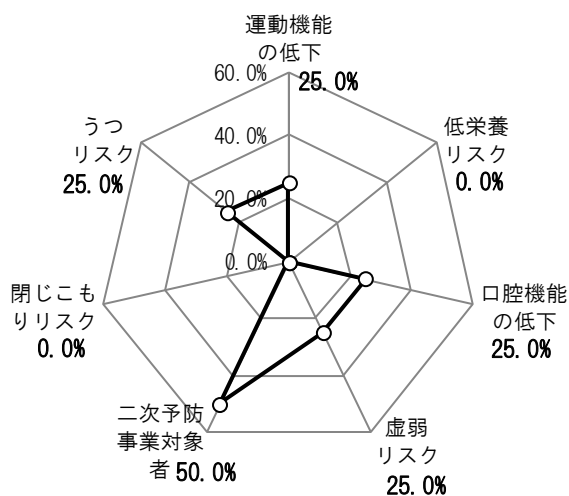
苦しい (n=6)



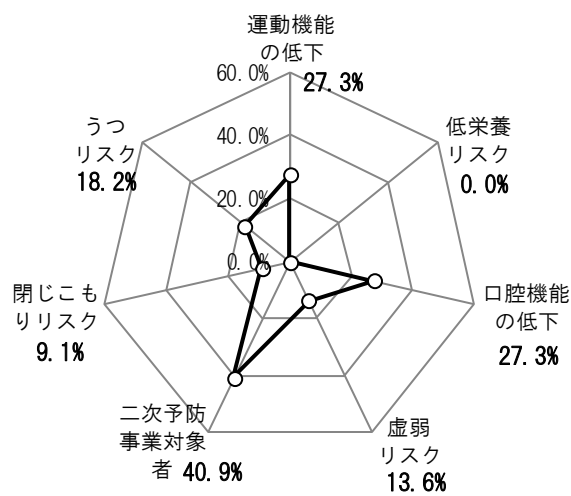
やや苦しい (n=30)



ゆとりがある (n=22)

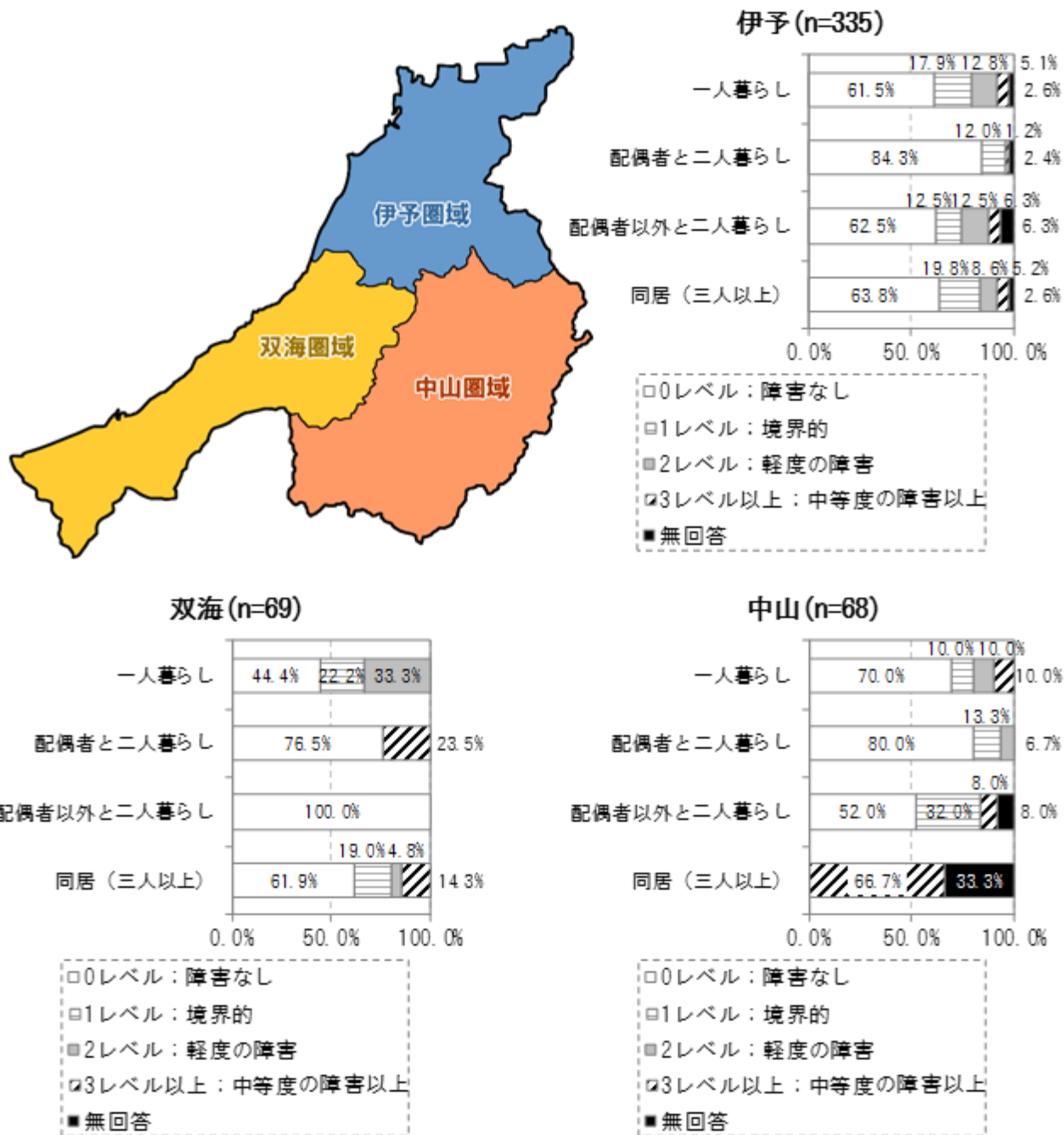


ややゆとりがある (n=4)



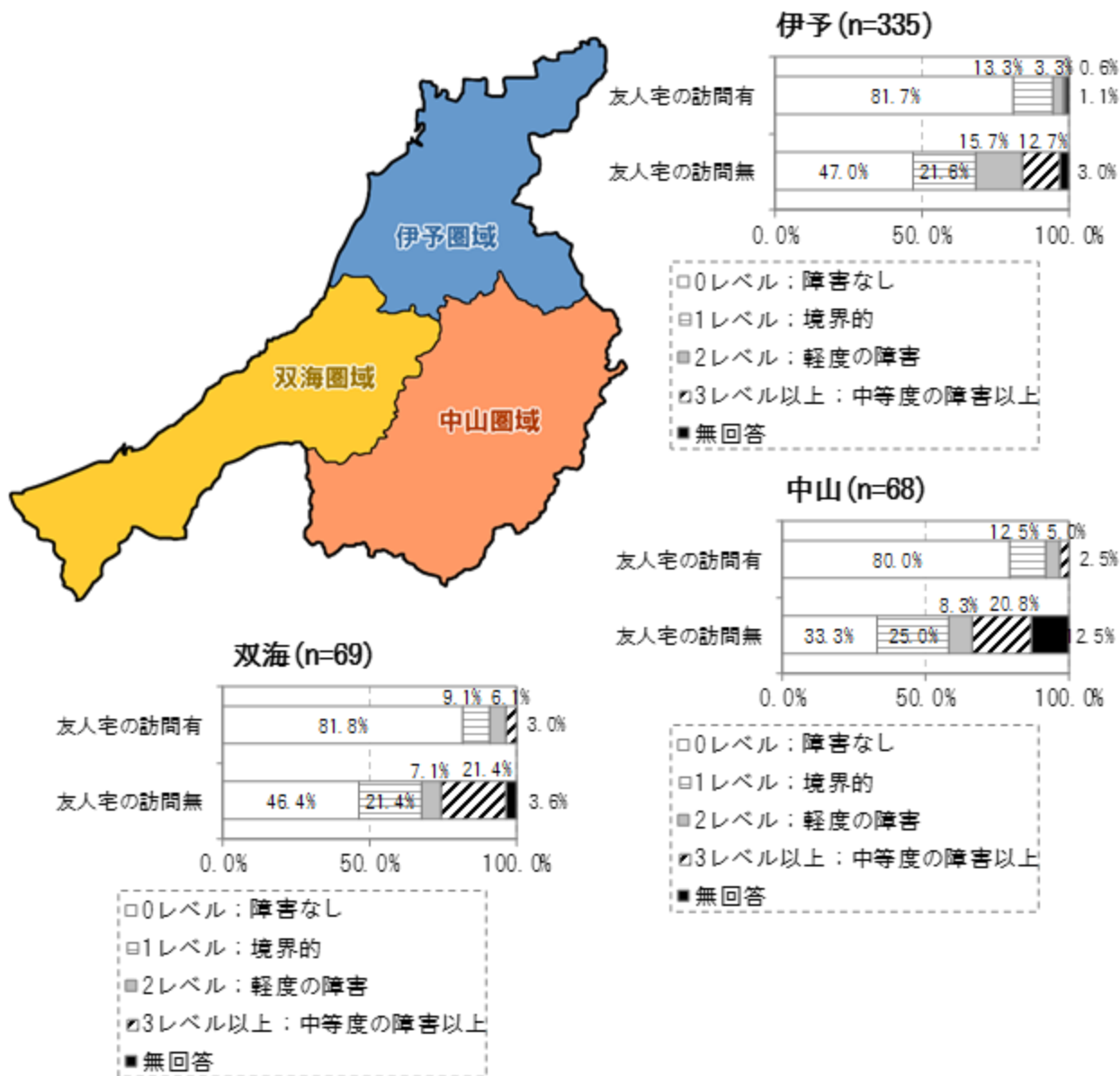
(10) 現在の暮らしの経済状況×基本チェックリスト判定結果

世帯構成別にCPS（認知機能障害程度）の低下状況をみると、「伊予」と「双海」で「一人暮らし」のCPS（認知機能障害程度）の低下者が多くなっています。



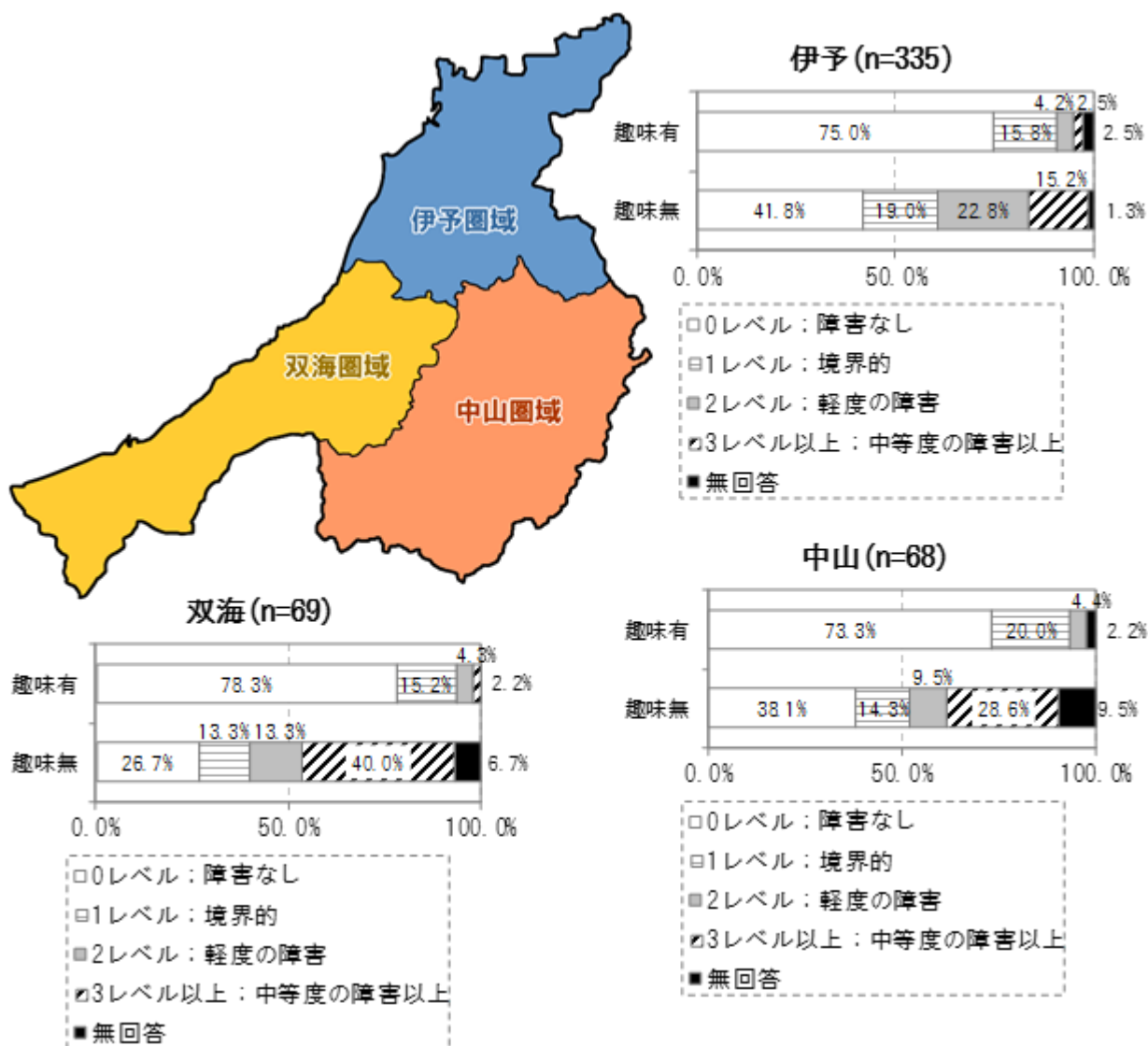
(11) 友人宅の訪問の有無×CPS判定

友人宅の訪問の有無別にCPS（認知機能障害程度）の低下者（1レベル以上）をみると、3圏域とも「友人宅の訪問有」に比べて「友人宅の訪問無」の低下者がおよそ3倍と多くなっており、いずれも過半数を越えています。



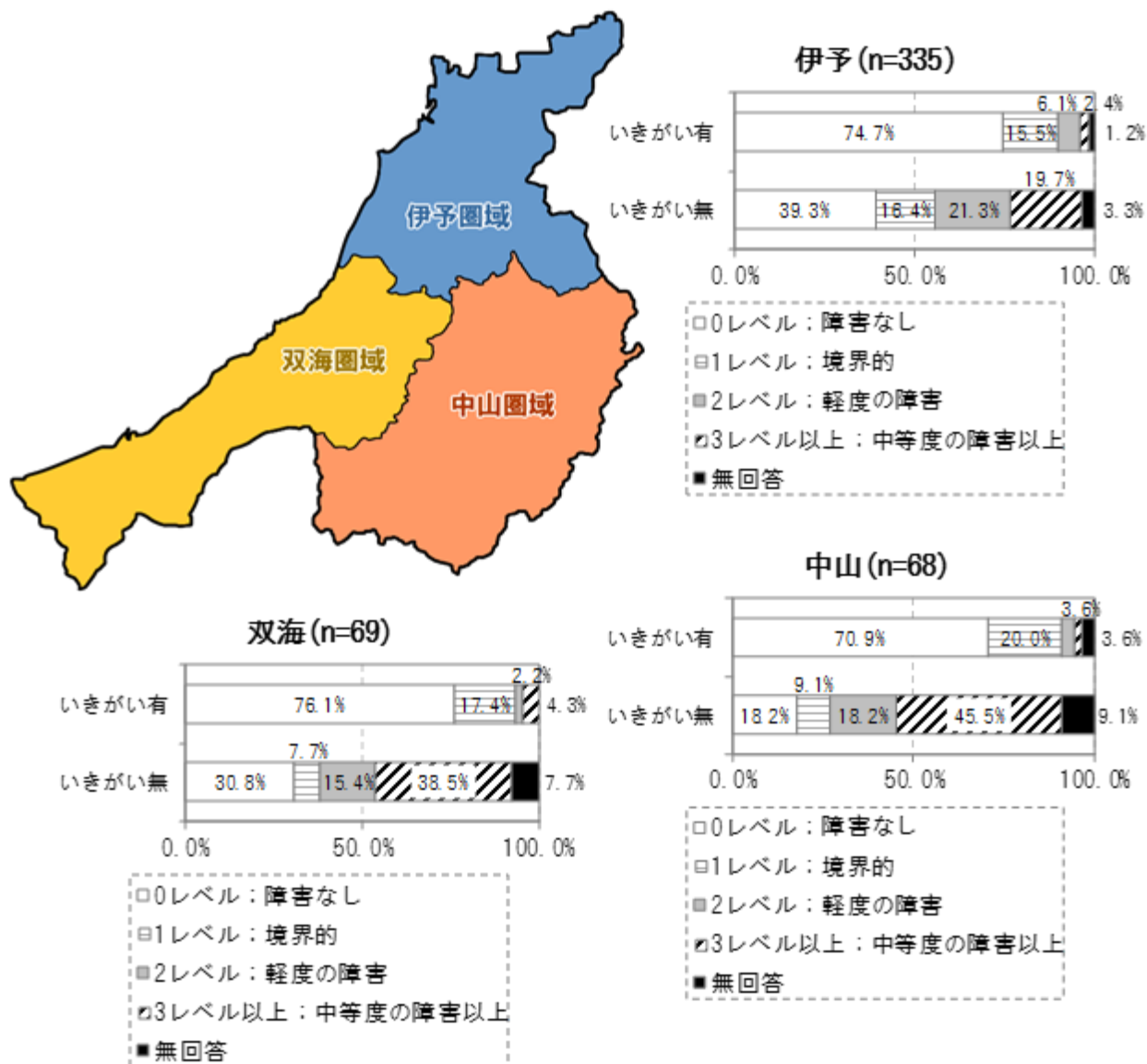
(12) 趣味の有無×CPS判定

趣味の有無別にCPS（認知機能障害程度）の低下者（1レベル以上）をみると、3圏域とも「趣味有」に比べて「趣味無」の低下者が2倍以上多くっており、いずれも過半数を越えています。特に、「双海」は「趣味無」の方のうち66.6%の方が低下者となっています。



(13) いきがいの有無×CPS判定

いきがいの有無別にCPS（認知機能障害程度）の低下者（1レベル以上）をみると、3圏域とも「いきがい有」に比べて「いきがい無」の低下者が2倍以上多くなっており、いずれも過半数を越えています。特に、「中山」は「いきがい無」の方のうち72.8%の方が低下者となっています。



※このページは空白です。

第3章 計画の基本方向

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

本市の介護保険事業計画は、平成17年度に策定した第3期計画策定時から、団塊の世代が65歳に到達する平成26年度を見据えた計画として、基本理念に「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる、やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を定め、第5期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えた、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組みをスタートさせました。

第6期計画では、第5期計画で定めた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを充実させる計画として位置づけられることから、基本理念、「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる、やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を継承した取組みを推進し、「医療・介護連携」「認知症対策」「生活支援サービスの充実」等について、第一弾的な取組みをスタートさせる計画とします。

基本理念

だれもが安心して、住み慣れた地域で、
健康で生きがいをもって生活できる
やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの目標を掲げて、施策を展開していきます。

(1) 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢になっても自立した生活やさまざまな活動を継続していくためには、健康であることが必要です。そのためには、加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら、病気の予防・早期発見・治療に努めていくことが大切です。

生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるよう、介護予防事業を展開します。また、趣味やボランティア活動、就労支援などを通して、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動などを支援します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の確立に取り組めます。そのためには、認知症支援策の充実、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実、住まいに係る施策との連携など、各担当と協調し施策の充実に努め、それぞれの日常生活圏域に応じた、地域包括ケアシステムの実現をめざします。

(3) 福祉サービスとみんなで支え合う体制づくり

地域で安心して暮らしていくためには、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守りや、災害時の支援体制、犯罪被害の防止、権利擁護など、自助、共助、公助が連携した見守り、助け合いの地域づくりが重要となります。

自助として、支えられるばかりでなく、できる範囲で得意分野を活かして支える側になることで、生きがいつくりや健康づくりにもつながり、共助として、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の話し相手や地域での見守り、公助として、福祉サービスの充実と高齢者の権利擁護や犯罪被害の防止、災害時の支援体制の構築など、それぞれの関連機関の連携や地域資源の活用により、高齢になっても一人ひとりの尊厳が保たれ、安心して生活できる体制の整備に努めます。

(4) 介護保険サービスの基盤整備

要支援・要介護者が、自身の生活環境や心身の状態に応じたサービスを利用できるよう、サービス基盤の整備とサービスの質の向上に取り組めます。また、本人の残存能力を維持・改善することで、生活の質（QOL）を高めることができるようなケアプランの作成、支援を必要とする人に真に必要なサービスが提供されるよう、ケアマネジメント、給付費の適正化事業を推進します。

3 施策体系

基本目標		重点課題	具体的施策
1	介護予防・生きが いづくりの推進	介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業
		生きがいづくりの推進	老人クラブ活動への支援 シルバー人材センター事業への支援 ふれあい・いきいきサロン事業への支援 敬老事業
2	地域包括ケアシ ステムの構築	地域包括支援センターの運営	介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業 高齢者相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業 地域ケア会議の充実
		在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・福祉資源の把握 在宅医療の充実 医療・介護連携に関する会議等への参加 退院調整時の医療・介護連携の推進
		認知症施策の推進	認知症サポーターの養成 ホームページ等での情報提供 成年後見制度の活用支援 相談支援体制の充実 認知症ケアパスの作成
		生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターの設置
3	福祉サービスとみ んなで支え合う体 制づくり	家族介護支援事業	家族介護教室 介護用品の支給事業 在宅高齢者家族介護手当支給事業 介護ボランティア養成事業
		高齢者福祉施設の利用促進	介護予防施設送迎サービス事業
		総合的な相談事業の推進	高齢者家族相談員設置事業 高齢者心配ごと相談事業
		高齢者の安全・安心の推進	緊急通報体制整備事業 災害時要援護者支援体制の整備 消費者被害の防止
		その他の事業	福祉用具・住宅改修支援事業 高齢者安否確認見守り事業 住まいの確保
4	介護保険サービ スの基盤整備	介護保険サービス事業量の見込み	在宅・施設・地域密着型サービス量の見込み 給付費の見込み 介護保険料の設定
		介護保険事業の適正・円滑な運営	適切な要介護（要支援）認定の実施、 サービスの質の確保・向上、給付の適正化

※このページは空白です。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

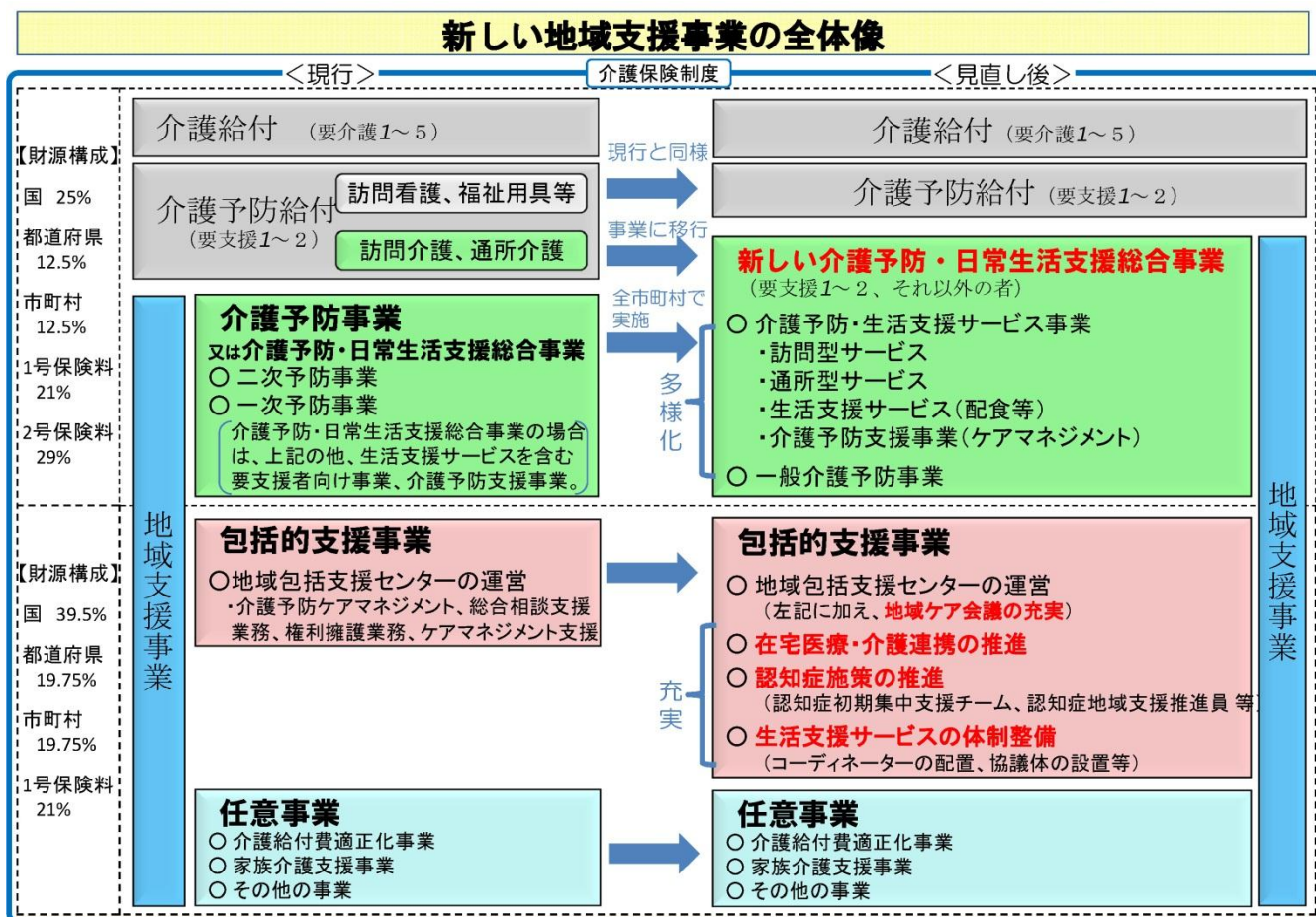
1 介護予防・生きがいつくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

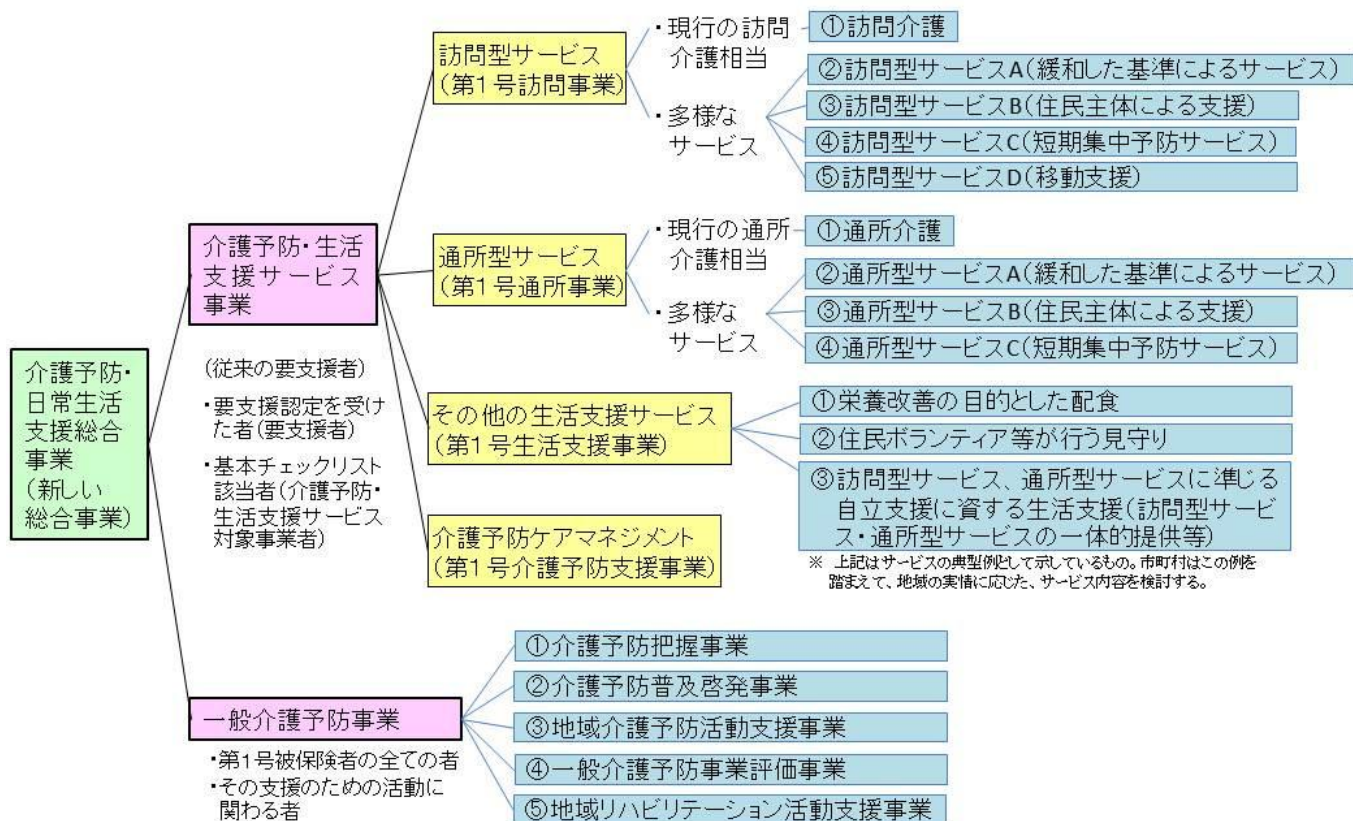
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行については、円滑な移行に向けたサービス提供体制の確保を行う必要があることから、本市では、平成29年4月から行います。

新しい総合事業では、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせることになり、これまで介護予防給付で実施されてきた、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、新しい総合事業に移行されます。

また、予防給付の見直しと合わせて、生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合いの体制づくりを推進することになります。既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、住民が担い手として積極的に参加する生活支援まで、多様なサービスを提供する体制を整備し、地域における高齢者の自立生活を支えていきます。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



① 介護予防・生活支援サービス事業(新規)

介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護等の従来のサービス体系に加え、住民主体の支援等を含めた多様なサービス提供の確保に努めます。

なお、介護予防・生活支援サービス事業への移行までは、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は従来の介護予防給付によるサービス提供になります。

事業名	事業の内容
通所型介護予防事業	これまでの介護予防プログラム(運動、口腔上、栄養)に加え、認知機能低下予防・支援プログラムも実施し、初期認知症支援に取り組みます。新しい総合事業として、多様なサービス提供体勢の確保に努めます。
訪問型介護予防事業	通所が困難な高齢者に対して、訪問による介護予防事業を実施します。 新しい総合事業として、多様なサービス提供体勢の確保に努めます。

事業名	事業の内容
介護予防支援事業	一般介護予防対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるよう、アセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。

② 一般介護予防事業

これまで、一次予防事業と二次予防事業に区別して実施していた介護予防事業については、本計画期間より、区別は行わず一般介護予防事業として、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防事業を推進することになりました。

健康づくり事業や地域の自主グループ、ボランティア、民間サービス等の役割分担を踏まえ、人と人とのつながりを通じて、社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」などの地域の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。

事業名	事業の内容
介護予防把握事業	生活機能に関する状態の把握について、介護予防事業対象者の把握に努めます。
介護予防普及啓発事業	定期的に広報誌に記事を掲載することで、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。また、介護保険法の改正内容について、パンフレット等を作成し、地域の集まりの場で周知を行います。
地域介護予防活動支援事業	介護予防教室を継続しながら、地域の自主グループ・ボランティア等の活性化に努め、高齢者の支援体制を充実していきます。
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の実施状況について、定期的に評価を行う事で、質の向上に努めます。

(2) 生きがいづくりの推進

「日常生活圏域ニーズ調査」結果によれば、73.2%の方が生きがいを持っていると回答しています。

高齢者の生きがいづくり、社会参加を積極的に推進するためには、高齢者がこれまでに培った知識と経験、生活の知恵を地域に活かし、生涯にわたった学習機会や、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保することが大切です。

高齢者の地域活動への参加は、活動する高齢者自身の生きがいにつながり、介護予防や閉じこもり予防にもつながる効果があります。また、高齢者自身が仲間とともに社会参加を進めることで、周囲への相乗効果も期待できます。

新しい総合事業では、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを推進することを目指しており、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の地域での社会参加を進め、地域住民が共に支え合う、互助・共助による地域づくりを推進します。

事業名	事業の内容
老人クラブ活動への支援	活動活性化事業や、若手委員会等の立ち上げにより、会員数の増加に努めます。
シルバー人材センター事業への支援	事業の啓発や新規会員の獲得に向けた活動を積極的に行い、高齢者の就労機会の確保に努めます。
ふれあい・いきいきサロン事業への支援	多くの市民が地域とのつながりを持って生活できるように取組みます。
敬老事業	高齢者福祉の根底にある「敬老」について、意識の醸成のための活動を行います。また、「敬老会」について内容の検証を行うことで、より良い敬老事業を模索していきます。

2 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括支援センターの運営

高齢者が、地域で尊厳を持って、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの各事業に取り組めます。

地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核的な機関である地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、現在の業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が地域支援事業（包括的支援事業）に位置付けられたことから、平成37年を見据えながら在宅介護支援センターなどの多様な機関と連携を図りながら取り組めます。

事業名	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	身体的、精神的、社会的機能の維持向上を目指し、地域包括支援センターにおいて、対象者の把握、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成。事業の実施状況の把握・評価に取り組めます。
総合相談支援事業	65歳以上の高齢者で支援が必要な方に対し、地域包括支援センター及びブランチで、心身の状況や生活の実績、必要な支援等を幅広く把握し、総合的な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な介護・保健・医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関との連絡調整等を行います。また、相談支援事業を継続する中で把握された個別課題及び地域課題については、地域ケア会議で包括的に検討・支援を行います。
高齢者相談支援事業	
権利擁護事業	高齢者虐待の相談・通報を受けた場合、地域包括支援センター及び関係者で協議し対応します。また、必要に応じ権利擁護についての相談・支援を行います。
包括的・継続的マネジメント事業	主任介護支援専門員を中心に、介護支援専門員からの相談・調整を行います。介護支援専門員連絡会を開催し、知識・技術の向上及び関係機関との連携強化に努めます。
地域ケア会議の充実	地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じた他職種協同によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図ります。さらに、地域課題の把握へとつなげます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズが高い後期高齢者が増加すると予測されることから、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応していける体制の充実に努めます。

事業名	事業の内容
地域の医療・福祉資源の把握	医師会・歯科医師会と連携し、地域の医療・福祉資源の把握・整理を行い公表していきます。
在宅医療の充実	かかりつけ医の確保や在宅歯科医療を推進し、24時間体制で往診する在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所の確保、訪問看護ステーションの充実及び相互の連携を推進します。
医療・介護連携に関する会議等への参加	医師会・歯科医師会等が行う在宅医療、在宅歯科医療、介護連携に関する会議へ出席し、情報共有やネットワーク構築に努めます。
退院調整時の医療・介護連携の推進	入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行される様、切れ目ない適切な医療・介護サービスの提供に努めます。

(3) 認知症施策の推進

本市では、まちの商店街に人が行き交い、高齢者がその中で温かく見守られることを大きな目標に掲げ、「認知症になっても安心して暮らせる伊予市に！」をキャッチフレーズに、認知症の方や家族を地域で支援していく体制をつくっていくという取組みを始めています。

認知症高齢者を地域で支えるため、認知症サポーターの養成と普及に努め、認知症高齢者とその家族への支援を強化していくとともに、認知症の早期発見・早期診断の体制整備を進めます。

事業名	事業の内容
認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するとともに、サポーターの活動の場づくり等の支援に努めます。
ホームページ等での情報提供	認知症への気づきを目的とした、認知症簡易チェックサイトを市のホームページで公開します。
成年後見制度の活用支援	成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。
相談支援体制の充実	早期の診断と対応に向け、保健師や社会福祉士等複数の専門職及び専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」や、「認知症地域支援員」を配置し、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携を図りながら、認知症の人やその家族の支援体制の確立に努めます。
認知症ケアパスの作成	地域ごとに、認知症の方の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、認知症の人やその家族に提示できるよう認知症ケアパスを作成し、普及に努めます。

(4) 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、多様な生活支援サービスが求められています。サービスを担う民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを図ります。

事業名	事業の内容
生活支援コーディネーターの設置	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等の生活支援の基盤整備に向け、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源を結ぶ生活支援コーディネーターを設置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築に努めます。

3 福祉サービスとみんなで支え合う体制づくり

(1) 家族介護支援事業

要介護高齢者等を介護している家族等の様々なニーズに対応し、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識並びに技術を習得してもらうための教室の開催や、各種サービスを提供することで、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を目指します。

事業名	事業の内容
家族介護教室	高齢者を介護している家族やボランティア等に対し、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識並びに技術を習得してもらう教室を開催することにより、高齢者を介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の向上及び介護予防を目指します。
介護用品の支給事業	市民税非課税世帯で要介護4または5の高齢者等を在宅で常時介護している者に対し、介護用品（紙おむつ・尿とりパット）を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続及び向上に努めます。
在宅高齢者家族介護手当支給事業	市民税非課税世帯で、要介護4または5の65歳以上の高齢者を在宅で常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減をはかり、在宅生活における福祉の増進・支援に努めます。
介護ボランティア養成事業	認知症サポーター養成講座を通じて、高齢者のサポーター体制の充実を目指します。

(2) 高齢者福祉施設の利用促進

市内の高齢者福祉施設の利用促進のため、伊予地域内で運行が予定されているコミュニティバスの利便性向上や、老人憩の家、高齢者福祉増進施設（ふれあいプラザ）への送迎サービスの提供を行い、介護予防の活動を支援します。

事業名	事業の内容
福祉バス運行事業 (廃止)	伊予地域内の高齢者福祉施設の利用促進のため福祉バスを運行していますが、平成27年度からコミュニティバス(地域公共交通)が運行されることに伴い、福祉バス運行事業は廃止されます。今後は、コミュニティバス運行をはじめとする公共交通施策の中で、高齢者福祉の増進のための利便性向上について検討します。
介護予防施設送迎サービス事業	介護予防事業が実施される老人憩の家、高齢者福祉増進施設(ふれあいプラザ)への送迎を行い、その利用を促進します。

(3) 総合的な相談事業の推進

高齢者の生活や心身上の問題へのアドバイス、不測の事態への対応として、高齢者家庭相談員の訪問による相談や、民生委員、弁護士等が相談員となった定期的な相談窓口を開設することで、高齢者の安心安全を推進します。

事業名	事業の内容
高齢者家庭相談員設置事業	高齢者が気軽に相談できる地域の窓口として、他の施策推進にも必要不可欠な存在となっています。訪問対象者数は減少傾向にありますが、地域に潜在する要援護高齢者を見守り、支援につなげるためにも、今後も継続して取り組みます。
高齢者心配ごと相談事業	高齢者を取りまく様々な問題に総合的に対応するために、民生委員、弁護士が相談員となった相談窓口を定期的な開設します。

(4) 高齢者の安全・安心の推進

高齢者が社会参加などを通じていきいきと暮らしていけるよう、高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、一人暮らし高齢者等を対象とした緊急通報装置の設置、自然災害等に備えた要援護者の支援体制の構築、巧妙化している特殊詐欺等の被害の防止等について、関係機関が連携した取組みを推進することで、高齢者の安全・安心を推進していきます。

事業名	事業の内容
緊急通報体制整備事業	緊急時に頼れる身寄りのない、在宅の一人暮らしの高齢者などの居宅に緊急通報装置を設置し、急病、災害等の緊急事態に適切な対応ができるよう支援します。
災害時要援護者支援体制の整備	災害発生の恐れがある場合に自力で避難をすることが困難な高齢者などが適切に避難できるように、必要な情報を把握し、防災関係部局と連携した取組みを推進します。
消費者被害の防止	関係機関が連携を図りながら、高齢者の消費者被害の防止、特殊詐欺被害の防止に取り組めます。

(5) その他の事業

高齢者が住み慣れた在宅での生活を継続できるよう、住宅改修支援事業の推進、地域の見守り体制の構築を推進するとともに、2025（平成37）年を見据えた多様な住まいの確保策を検討します。

事業名	事業の内容
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具、住宅改修等に関する相談、情報提供、助言等を行い、福祉用具、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成する経費等を助成する事業を実施します。
高齢者安否確認見守り事業	訪問による定期的な食事の提供を行う際に、高齢者の状態を確認し、健康その他異常を確認した場合には、関係機関に速やかに通報する見守り体制の構築を推進します。
住まいの確保	高齢者の多様なニーズにあった住まいに関する情報提供に努めるとともに、高齢者の住まいの確保や介護保険施設整備等について、2025（平成37）年を見据えた住まいの確保策、サービス基盤整備の方向性を検討します。

4 介護保険サービスの基盤整備

(1) 介護保険サービス事業量の見込み

① 在宅サービス

ア) 訪問介護／介護予防訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

介護予防訪問介護については、平成29年4月から地域支援事業に移行します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	延べ回数(回)	64,994	65,898	67,080
	延べ人数(人)	3,444	3,504	3,564
介護予防訪問介護	延べ人数(人)	2,040	2,076	1,044

【参考】

		平成32年度	平成37年度
訪問介護	延べ回数(回)	70,379	73,216
	延べ人数(人)	3,708	3,840
介護予防訪問介護	延べ人数(人)	0	0

イ) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴介護	延べ回数(回)	487	488	493
	延べ人数(人)	96	96	96
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数(回)	0	0	0
	延べ人数(人)	0	0	0

【参考】

		平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	延べ回数(回)	514	524
	延べ人数(人)	108	108
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数(回)	0	0
	延べ人数(人)	0	0

ウ) 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問看護	延べ回数 (回)	22,441	22,717	23,093
	延べ人数 (人)	2,040	2,076	2,100
介護予防訪問看護	延べ回数 (回)	4,007	4,068	4,108
	延べ人数 (人)	372	384	384

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
訪問看護	延べ回数 (回)	24,156	25,128
	延べ人数 (人)	2,196	2,292
介護予防訪問看護	延べ回数 (回)	4,139	4,240
	延べ人数 (人)	384	396

エ) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	503	510	518
	延べ人数 (人)	48	48	48
介護予防訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	0	0	0
	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	553	580
	延べ人数 (人)	60	60
介護予防訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	0	0
	延べ人数 (人)	0	0

オ) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	2,292	2,316	2,352
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	228	228	228

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	2,472	2,580
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	240	240

カ) 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。介護予防通所介護については、平成 29 年 4 月から地域支援事業に移行します。

また、小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が実施する介護給付事業は、平成 28 年 4 月から市が指定・監督する地域密着型通所介護に移行されます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所介護	延べ回数 (回)	66,673	61,280	62,425
	延べ人数 (人)	6,264	5,760	5,868
介護予防通所介護	延べ人数 (人)	2,652	2,688	1,356

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
通所介護	延べ回数 (回)	64,745	67,013
	延べ人数 (人)	6,084	6,300
介護予防通所介護	延べ人数 (人)	0	0

キ) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所 リハビリテーション	延べ回数 (回)	14,952	15,169	15,434
	延べ人数 (人)	1,488	1,500	1,536
介護予防通所 リハビリテーション	延べ人数 (人)	672	684	684

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
通所 リハビリテーション	延べ回数 (回)	16,086	16,702
	延べ人数 (人)	1,596	1,656
介護予防通所 リハビリテーション	延べ人数 (人)	696	708

ク) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所生活介護	延べ日数 (日)	34,393	34,768	35,308
	延べ人数 (人)	2,244	2,280	2,316
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数 (日)	305	310	312
	延べ人数 (人)	48	48	48

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
短期入所生活介護	延べ日数 (日)	37,048	38,556
	延べ人数 (人)	2,424	2,532
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数 (日)	314	323
	延べ人数 (人)	48	60

ケ) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所療養介護	延べ日数 (日)	1,298	1,314	1,334
	延べ人数 (人)	120	132	132
介護予防	延べ日数 (日)	0	0	0
短期入所療養介護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
短期入所療養介護	延べ日数 (日)	1,404	1,469
	延べ人数 (人)	144	144
介護予防	延べ日数 (日)	0	0
短期入所療養介護	延べ人数 (人)	0	0

コ) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	1,044	1,092	1,116
介護予防特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	276	264	276

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	1,152	1,188
介護予防特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	276	300

サ) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉用具貸与	延べ人数 (人)	5,796	5,868	5,952
介護予防福祉用具貸与	延べ人数 (人)	1,620	1,644	1,668

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
福祉用具貸与	延べ人数 (人)	6,228	6,480
介護予防福祉用具貸与	延べ人数 (人)	1,680	1,716

シ) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定福祉用具販売	延べ人数 (人)	132	132	132
特定介護予防福祉用具販売	延べ人数 (人)	60	60	60

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
特定福祉用具販売	延べ人数 (人)	144	144
特定介護予防福祉用具販売	延べ人数 (人)	60	72

ス) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修	延べ人数 (人)	132	132	132
介護予防住宅改修	延べ人数 (人)	84	84	84

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
住宅改修	延べ人数 (人)	144	144
介護予防住宅改修	延べ人数 (人)	84	84

セ) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成すると共に、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護支援	延べ人数 (人)	10,140	10,296	10,488
介護予防支援	延べ人数 (人)	5,052	5,136	3,636

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
居宅介護支援	延べ人数 (人)	10,908	11,292
介護予防支援	延べ人数 (人)	5,232	5,340

② 施設サービス

ア) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援が受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	延べ人数 (人)	2,304	2,316	2,328

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	延べ人数 (人)	2,328	2,328

イ) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人保健施設	延べ人数 (人)	1,884	1,896	1,908

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人保健施設	延べ人数 (人)	1,908	1,908

ウ) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設	延べ人数 (人)	372	372	372

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
転換施設	延べ人数 (人)	372	372

③ 地域密着型サービス

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者に定期的な巡回により、又は随時通報を受け、居宅において介護・看護を行うサービスです。本計画期間における実施予定はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	延べ人数 (人)	0	0

イ) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、24 時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護 3 以上の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。本計画期間における実施予定はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数 (人)	0	0

ウ) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者の通所介護で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型 通所介護	延べ回数 (回)	3,304	3,336	3,391
	延べ人数 (人)	216	216	228
介護予防認知症 対応型通所介護	延べ回数 (回)	332	337	341
	延べ人数 (人)	36	36	36

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
認知症対応型 通所介護	延べ回数 (回)	3,563	3,707
	延べ人数 (人)	240	240
介護予防認知症 対応型通所介護	延べ回数 (回)	343	352
	延べ人数 (人)	36	48

エ) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成 18 年度から新設された地域密着型サービスで、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	540	864	996
介護予防小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	1,044	1,044
介護予防小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	0	0

オ) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。本計画期間における新たな施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型 共同生活介護	延べ人数 (人)	1,728	1,836	1,932
介護予防認知症 対応型共同生活介護	延べ人数 (人)	24	12	12

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
認知症対応型 共同生活介護	延べ人数 (人)	1,932	1,932
介護予防認知症 対応型共同生活介護	延べ人数 (人)	12	12

カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	0	0

キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延べ人数 (人)	0	0

ク) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ等により、1 事業所で複数サービスの提供を行うサービスです。従来の複合型サービスとなり、平成 27 年 4 月より名称が変更されます。本計画期間における実施予定はありません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
複合型サービス	延べ人数 (人)	0	0	0

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
複合型サービス	延べ人数 (人)	0	0

ケ) 地域密着型通所介護 (新規)

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、平成 28 年 4 月から市が指定・監督する地域密着型サービスに移行されます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護 (新規)	延べ回数 (回)		6,433	6,553
	延べ人数 (人)		600	612

【参考】

		平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型通所介護 (新規)	延べ回数 (回)	6,797	7,034
	延べ人数 (人)	636	660

④ 給付費の見込み

本計画期間における、介護報酬改定（△2.27%）を反映した、サービス種類ごとの給付費の見込みは、次のとおりです。

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
ア) 訪問介護	193,589	195,882	199,429
イ) 訪問入浴介護	5,508	5,508	5,566
ウ) 訪問看護	81,998	82,803	84,182
エ) 訪問リハビリテーション	1,322	1,339	1,361
オ) 居宅療養管理指導	13,640	13,766	13,985
カ) 通所介護	512,712	469,641	477,926
キ) 通所リハビリテーション	129,920	131,366	133,565
ク) 短期入所生活介護	265,658	267,931	272,072
ケ) 短期入所療養介護	16,077	16,241	16,480
コ) 特定施設入居者生活介護	184,384	192,780	197,873
サ) 福祉用具貸与	71,019	71,683	72,719
シ) 特定福祉用具販売	4,277	4,343	4,418
ス) 住宅改修	12,237	12,448	12,696
セ) 居宅介護支援	130,285	131,947	134,321

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス			
ア) 介護予防訪問介護	37,252	37,749	19,072
イ) 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
ウ) 介護予防訪問看護	10,816	10,960	11,070
エ) 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
オ) 介護予防居宅療養管理指導	1,374	1,393	1,407
カ) 介護予防通所介護	77,741	78,777	39,778
キ) 介護予防通所リハビリテーション	23,308	23,618	23,855
ク) 介護予防短期入所生活介護	1,962	1,988	2,005
ケ) 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
コ) 介護予防特定施設入居者生活介護	24,072	24,108	25,466
サ) 介護予防福祉用具貸与	8,353	8,480	8,570
シ) 介護予防特定福祉用具販売	1,442	1,464	1,480
ス) 介護予防住宅改修	6,649	6,750	6,822
セ) 介護予防支援	21,113	21,394	15,137

第4章 施策の展開

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設サービス			
ア) 介護老人福祉施設	563,814	566,882	570,834
イ) 介護老人保健施設	516,260	520,238	524,737
ウ) 介護療養型医療施設	120,881	120,648	120,648

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型サービス			
ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
イ) 夜間対応型訪問介護	0	0	0
ウ) 認知症対応型通所介護	23,139	23,336	23,710
エ) 小規模多機能型居宅介護	82,622	132,316	151,370
オ) 認知症対応型共同生活介護	419,114	444,434	467,677
カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
ク) 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
ケ) 地域密着型通所介護（新規）		49,299	50,169

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型介護予防サービス			
ア) 介護予防認知症対応型通所介護	1,964	1,990	2,009
イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護	5,446	2,718	2,718

⑤ 介護保険料の設定

ア) 介護給付費の見込み

第6期計画期間中の介護保険給付費の見込みは以下の表の通り、増加する傾向となっています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護給付費計	3,348,456	3,454,831	3,535,738	10,339,025

【参考】

	平成32年度	平成37年度
介護給付費計	3,622,215	3,692,117

イ) 介護予防給付費の見込み

第6期計画期間中の介護予防給付費の見込みは以下の表の通り、新しい総合事業を開始する平成29年度より給付費が減少しています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防給付費計	221,492	221,389	159,389	602,270

【参考】

	平成32年度	平成37年度
介護予防給付費計	107,629	111,491

ウ) 総給付費

第6期計画期間中の総給付費の見込みは以下の表の通り、年々増加する傾向となっています。また、一定以上所得者の利用者負担の見直し（2割負担）に伴う影響額を考慮した総給付費は、以下の表の下段の通りです。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	3,569,948	3,676,220	3,695,127	10,941,295
総給付費（調整後）	3,557,904	3,657,465	3,676,308	10,891,677

【参考】

	平成32年度	平成37年度
総給付費	3,729,844	3,803,608
総給付費（調整後）	3,710,867	3,784,126

エ) 標準給付費と地域支援事業費

平成27年度から平成29年度までの標準給付費と地域支援事業費の合計は、11,947,653千円となっています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	3,557,904	3,657,465	3,676,308	10,891,677
特定入所者介護 サービス費等給付額	135,903	134,082	140,676	410,662
高額介護サービス費 等給付額	76,000	77,000	78,000	231,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	14,000	15,000	16,000	45,000
算定対象審査支払手 数料	4,740	4,937	5,135	14,812
標準給付費見込額	3,788,547	3,888,485	3,916,119	11,593,153

地域支援事業費	92,000	94,500	168,000	354,500
---------	--------	--------	---------	---------

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

【参考】

	平成32年度	平成37年度
総給付費	3,710,867	3,784,126
特定入所者介護 サービス費等給付額	148,951	148,951
高額介護サービス費 等給付額	83,000	90,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	18,000	23,000
算定対象審査支払手 数料	5,688	6,715
標準給付費見込額	3,966,507	4,052,792

地域支援事業費	265,000	270,000
---------	---------	---------

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

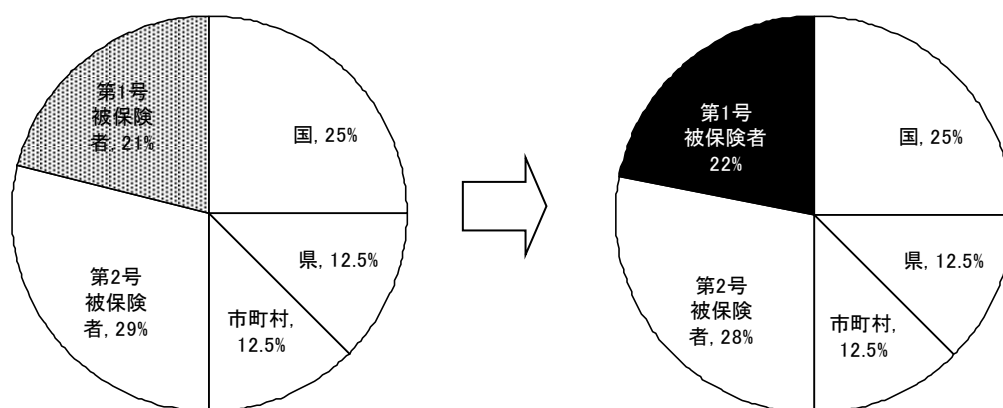
⑥ 第1号被保険者における保険料

ア) 制度の改正と負担軽減に向けた方策

介護保険の財源は、公費と保険料により賄われています。総給付費に対する第1号・第2号被保険者の保険料割合は50%と定められており、その内訳は第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合に基づいて設定されることになっています。総給付費に対する第1号被保険者の負担率は、第6期では22%（第5期は21%）に改正されることになりました。

図表 第5期における介護保険の財源

第6期における介護保険の財源



(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者負担分相当額	853,720	876,256	898,506	2,628,483

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

調整交付金相当額（標準給付費見込額×5%）と調整交付金見込額（標準給付費見込額×7.26%）を算出しました。

※調整交付金は、65歳以上の人口割合や所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金であり、全国平均では5%ですが、本市では平成27年度から平成29年度までの3年間の平均交付割合は7.26%と見込んでいます。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
調整交付金相当額	189,427	194,424	201,405	585,257
調整交付金見込交付割合	7.52%	7.31%	6.96%	
調整交付金見込額	284,899	284,248	280,357	849,504

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

平成26年度末見込みでの準備基金の残高が177,577千円あります。平成27年度から平成29年度の3年間で100,000千円の取り崩しを予定しています。

保険料収納必要額（平成27年度～29年度）

第1号被保険者負担分相当額 + 調整交付金相当額 - 調整交付金見込額 - 準備基金取崩額 - 財政安定化基金交付金

2,264,237千円

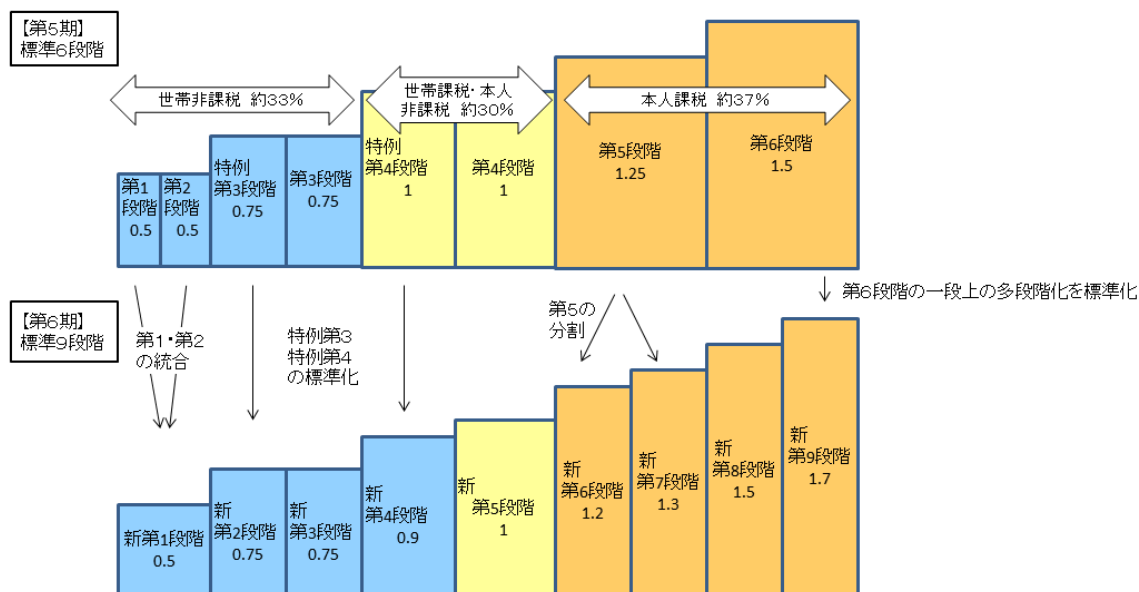
※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

<<所得段階に応じた保険料負担>>

第6期計画の第1号介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直されることになりました。

本市では、第5期計画期間では6段階（実質7段階）に設定していましたが、6期計画期間より国の標準9段階に設定します。

【国標準段階の見直し概要図】



新第1段階から新第3段階については、別枠公費により保険料の軽減が行われますが、平成27年4月からと平成29年4月からの2段階に分けて実施される予定です。

①平成27年4月～		②平成29年4月～（予定）	
所得段階	保険料の調整率	所得段階	保険料の調整率
第1段階	現行 0.5 → 0.45	第1段階	0.45 → 0.3
		第2段階	現行 0.75 → 0.5
		第3段階	現行 0.75 → 0.7

イ) 所得段階別人数の推計

平成26年10月1日現在の所得段階別人数(9段階)をもとに、平成27年度～平成29年度までの所得段階別人数を推計しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	2,440人	2,466人	2,498人
第2段階	1,198人	1,211人	1,227人
第3段階	904人	913人	925人
第4段階	1,892人	1,912人	1,937人
第5段階	1,599人	1,617人	1,637人
第6段階	1,640人	1,658人	1,679人
第7段階	988人	999人	1,012人
第8段階	643人	650人	658人
第9段階	447人	452人	458人
合計	11,751人	11,878人	12,031人
所得段階別加入者割合 補正後被保険者数(※)	11,075人	11,196人	11,339人
	合計：33,610人		

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

保険料収納必要額を保険料収納率(98.5%)で補正し、第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(年額・百円単位)を算出しました。

第6期における第1号被保険者の介護保険料の基準額(年額)

= 保険料収納必要額 ÷ 収納率(98.5%) ÷ 補正後被保険者数(33,610人)

68,400円 (月額5,700円)

ウ) 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料年額

第5期計画期間の所得段階からの変化、及び第6期計画期間の所得段階別にみた第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなっています。

5期 所得段階	6期 所得段階	対象となる人	保険料の 調整率	保険料 (年額)
第1段階	第1段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	×0.5 (×0.45)	34,200円 (30,780円)
第2段階		●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者		
第3段階	第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の者	×0.75	51,300円
	第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の者	×0.75	51,300円
第4段階 (4-1)	第4段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	×0.9	61,560円
第4段階 (4-2)	第5段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	基準額	68,400円
第5段階	第6段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	×1.2	82,080円
	第7段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	×1.3	88,920円
第6段階	第8段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	×1.5	102,600円
	第9段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上の者	×1.7	116,280円

(2) 介護保険事業の適正・円滑な運営

① 適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により介護保険係による第1次判定を行い、介護認定審査会で審査・第2次判定を行っています。

認定調査は一律の基準に基づいて適正に実施される必要があり、認定調査員に対して十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めます。

② サービスの質の確保・向上

ア) サービス提供事業者の情報開示の促進

住民に対して、サービス事業者の提供するサービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられています。

都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します。

また、サービス情報のうち確認が必要なものは、都道府県が調査を行い、報告内容を確認したうえで公表することになります。

主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進します。

イ) サービス事業者の質的向上の促進

サービス事業所の従事者は、介護技術の向上や、そのために必要な新しい知識の習得に常に努める必要があります。施設職員やケアマネジャーの「更新時研修」を始めとする従事者研修への参加などにより、質的向上の促進を図ります。

ウ) 情報提供・相談・苦情処理体制の強化

住民の介護保険制度への周知を図るため、広報紙やリーフレットなどの作成、説明会の開催などに努めます。

また、住民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険に関する全般の相談窓口の充実と苦情処理体制強化について、地域包括支援センターを中心として各種関係機関と連携を図りつつ実施します。

③ 給付の適正化

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にある実情をうけ、介護サービス給付費も年々増加が見込まれています。このため、安定した介護保険サービスを市として継続的に提供していくためには、サービス利用対象者一人ひとりに、その人に合ったサービス内容を、適切な量で提供していくことが必要です。

本市では、国保連合会の介護給付費適正化支援システムを活用しながら、必要に応じてケアプランについてサービス提供事業所やケアマネジャーに確認を行う等の取組みを行っており、今後も引き続き適正化に努めていきます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関連団体、事業者等との連携

地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、民生委員、老人クラブなど保健・医療・福祉・介護等にかかわる各種団体等との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取組みます。

また、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理と評価

「伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会」において、年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検および評価を行います。

※このページは空白です。

第6章 参考資料

第6章 参考資料

1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

平成23年3月23日

条例第3号

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議並びにその円滑な実施等を図り、もって本市の高齢者福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 公募による市民
- (5) 行政に携わる者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

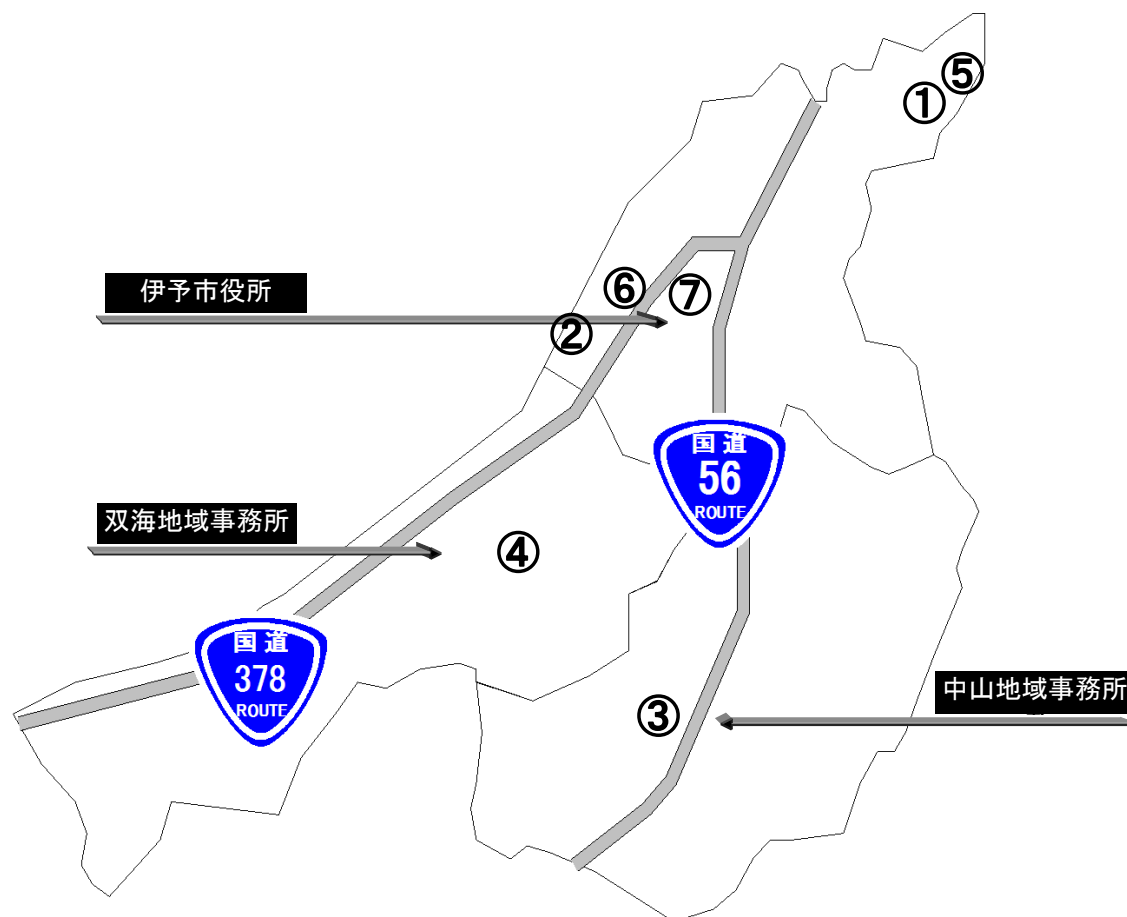
2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿

区 分	機関又は団体名等	役 職 名	氏 名	備 考
保健・医療 関 係	伊予医師会伊予市支部	理 事	稲 田 貫	
	伊予歯科医師会	顧 問	佐々木 典彦	
	老人保健施設 伊予ヶ丘	事 務 長	徳 永 眞太郎	
福祉関係	伊予あいじゅ	施 設 長	伊賀上 健二	
	森の園	施 設 長	柳 澤 勘一郎	
	なかやま幸梅園	施 設 長	高 本 英 昭	
	双海夕なぎ荘	施 設 長	長 尾 泰	
	伊予市社会福祉協議会	会 長	上 本 昌 幸	審議会会長
市民代表	伊予市老人クラブ連合会	会 長	武 田 弘	審議会副会長
	伊予市広報区長協議会	会 長	嶋 田 嵩	
	伊予市民生児童委員協議会	会 長	西 田 孝 博	
	伊予市民生児童委員協議会	副 会 長	水 本 説 男	
	伊予市民生児童委員協議会	理 事	亀 岡 和 恵	
	公募委員	第1号被保険者	米 田 俊 輔	
	公募委員	第1号被保険者	森 下 悦 子	
	公募委員	第2号被保険者	長 谷 典 子	
行政	伊予市	副 市 長	山 先 森 繁	
	伊予市市民福祉部	部 長	武 田 淳 一	

※任期（平成26年4月25日から平成29年3月31日まで）

3 市内施設・事業所等略図

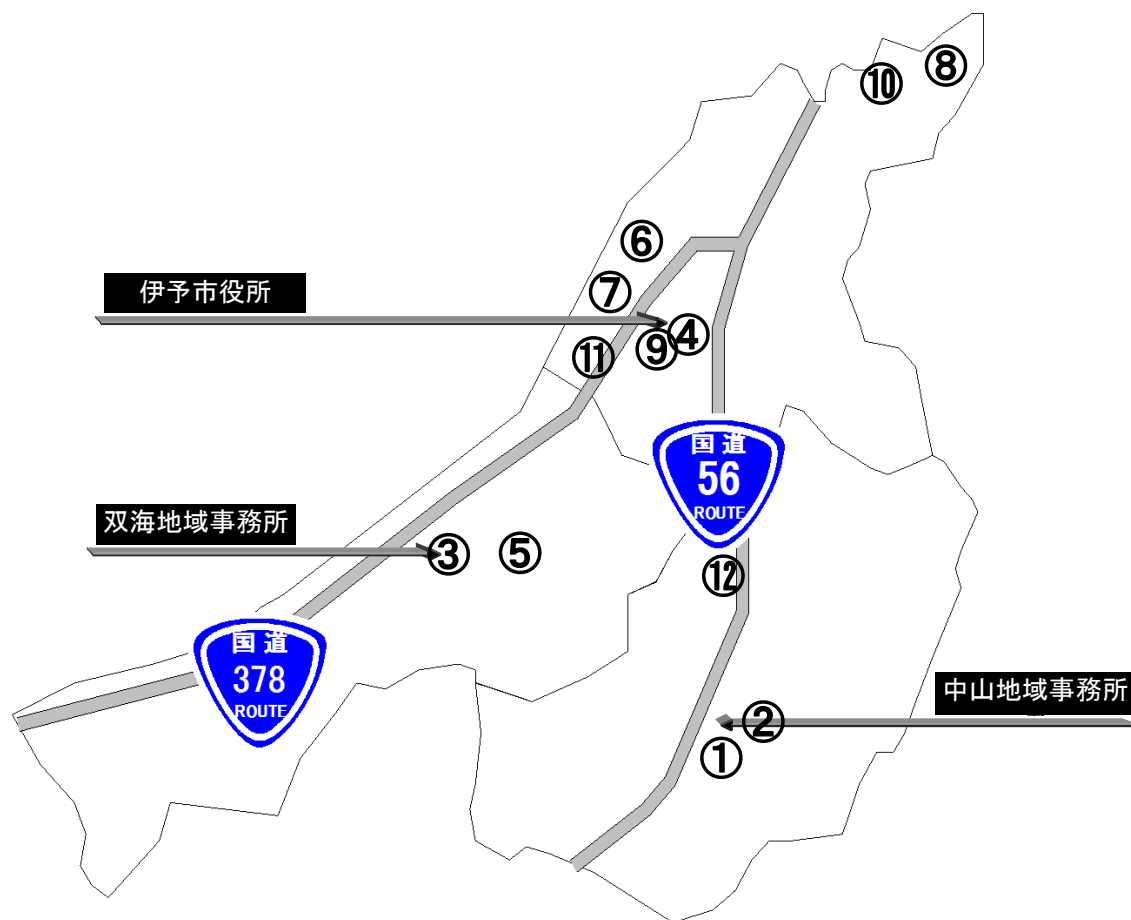
(1) 介護保険3施設



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
特 養	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6668	50
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	50
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
老 健	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	50
	⑤	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	100
療 養	⑥	永井病院 エバーグリーン	灘町66	982-0008	44
	⑦	伊予診療所	米湊816-1	982-1170	16

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

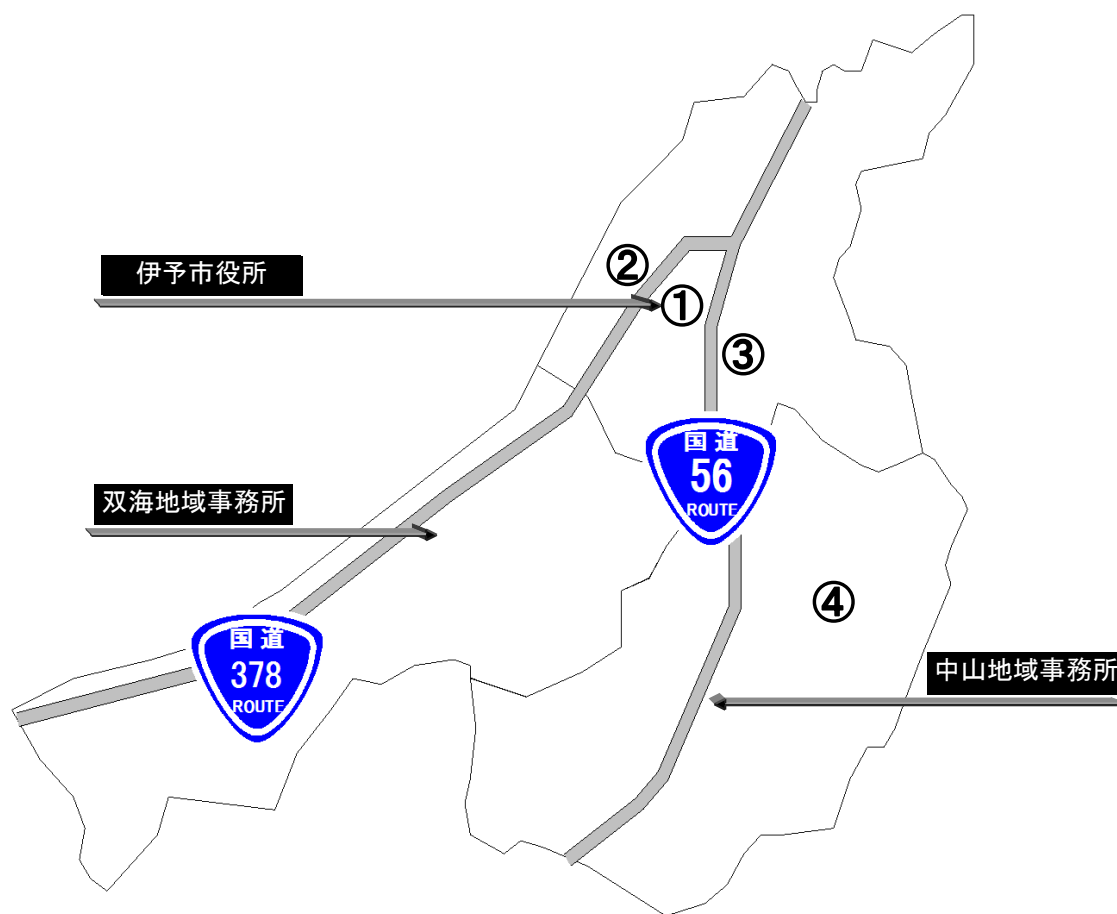
(2) (介護予防) 訪問介護



番号	施設名	住所	電話番号
①	あい愛ライフ	中山町出淵2-44-3	967-5088
②	伊予市社協(中山)	中山町出淵2-138-1	967-0100
③	伊予市社協(双海)	双海町上灘5821-6	986-5777
④	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
⑤	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055
⑥	たちばな	灘町136-2	983-0622
⑦	森の園	森甲440-1	982-7474
⑧	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800
⑨	ごしき	米湊736-3	983-4400
⑩	和み	上三谷甲3577-1	989-4350
⑪	いよコスモス	尾崎9-6	908-8846
⑫	介護24キズナ	中山町中山第1号124-6	050-3736-1058

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

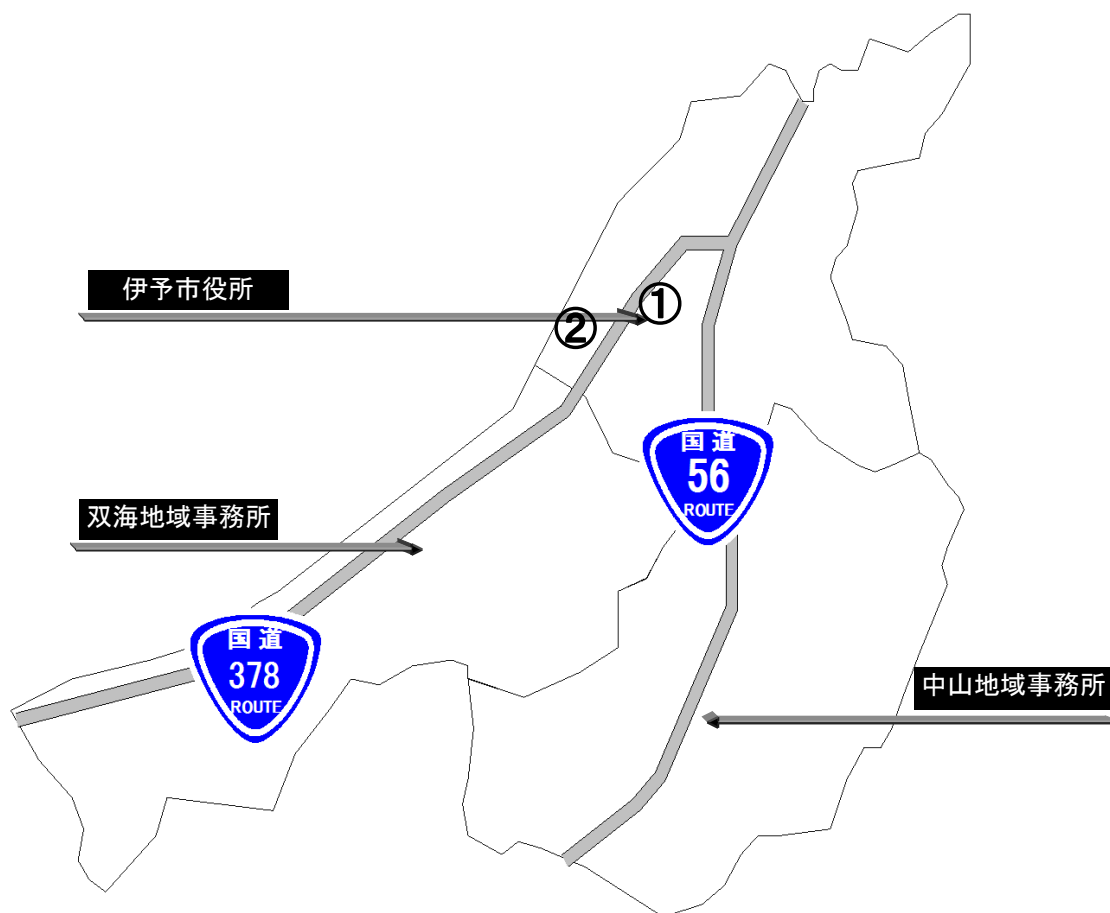
(3) (介護予防) 訪問看護



番号	施設名	住所	電話番号
①	訪問看護ステーションごしき	米湊736-3	983-4400
②	橘医院	米湊136-3	982-0023
③	市場	市場甲419-3	992-9909
④	佐礼谷診療所	佐礼谷甲816-1	968-0021

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

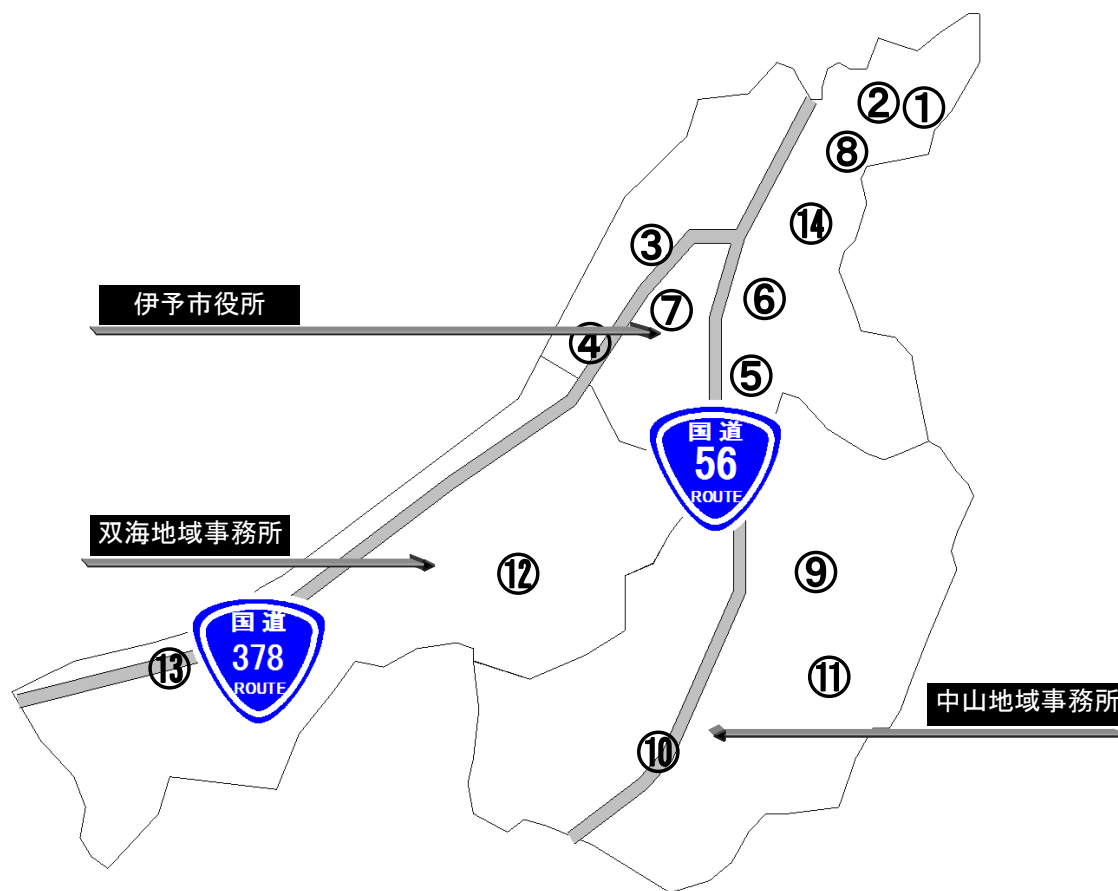
(4) (介護予防) 訪問リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	こんどうクリニック	灘町302-6	982-0338

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

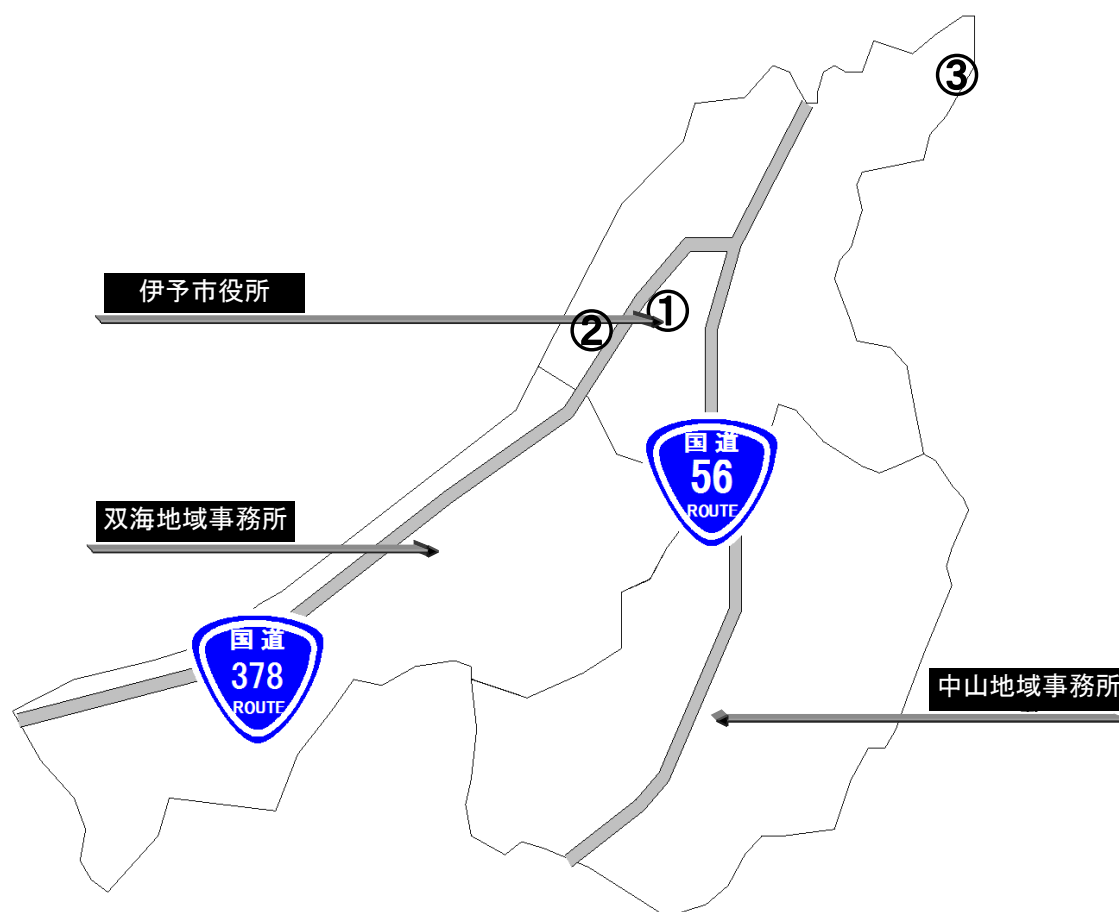
(5) (介護予防) 通所介護 (デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	40
②	もものさと	上野580	983-0011	30
③	たちばな	灘町136-2	983-0622	25
④	森の園	森甲440-1	982-7474	35
⑤	ほほえみ	大平乙215-9	983-5392	10
⑥	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770	25
⑦	デイサービスごしき	米湊736-3	983-4433	18
⑧	デイサービスセンターあがわ	下吾川119-1	997-3535	30
⑨	佐礼谷	中山町佐礼谷825-1	968-0500	20
⑩	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
⑪	野中	中山町出淵3-21	967-5610	15
⑫	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	30
⑬	下灘コミュニティセンター	双海町串3670-16	987-5055	20
⑭	あいらんど	下三谷2420-4	987-1511	12

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

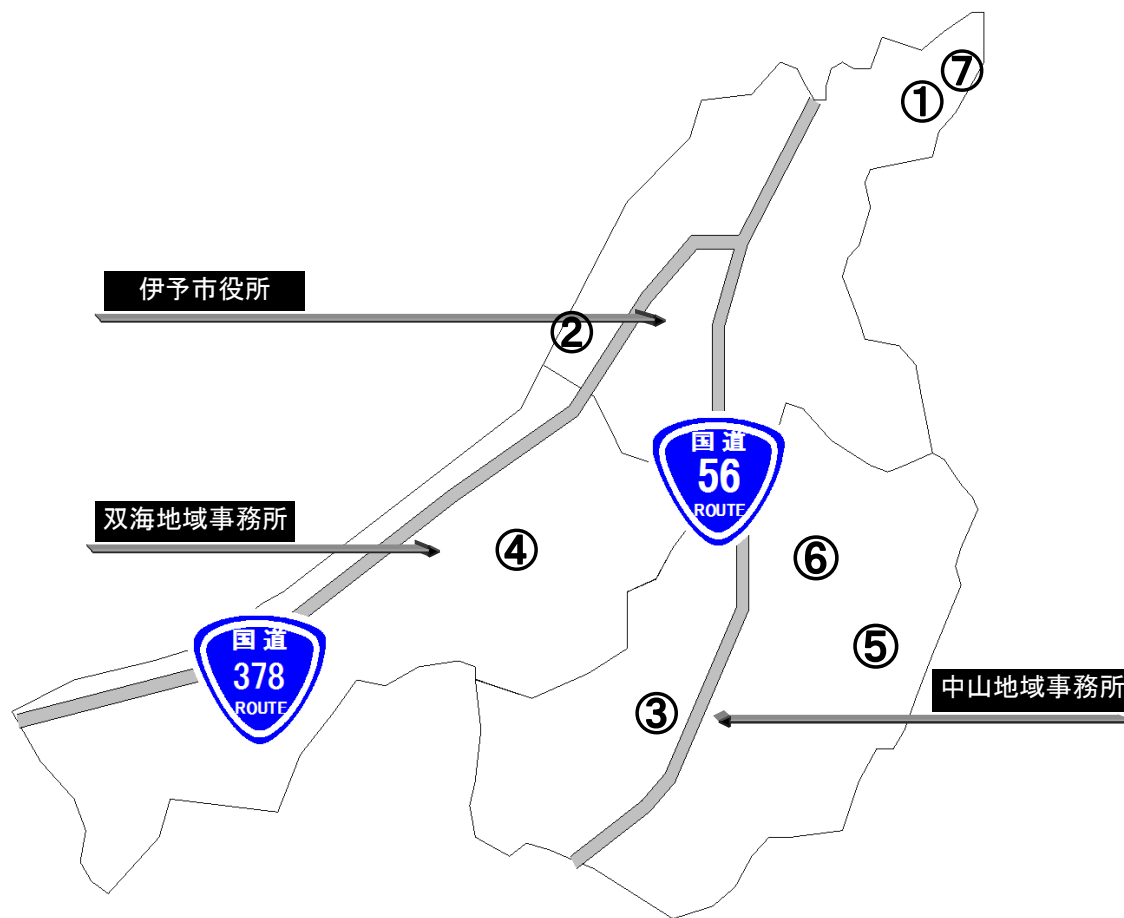
(6) (介護予防) 通所リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	こんどうクリニック	灘町302-6	982-7259
③	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

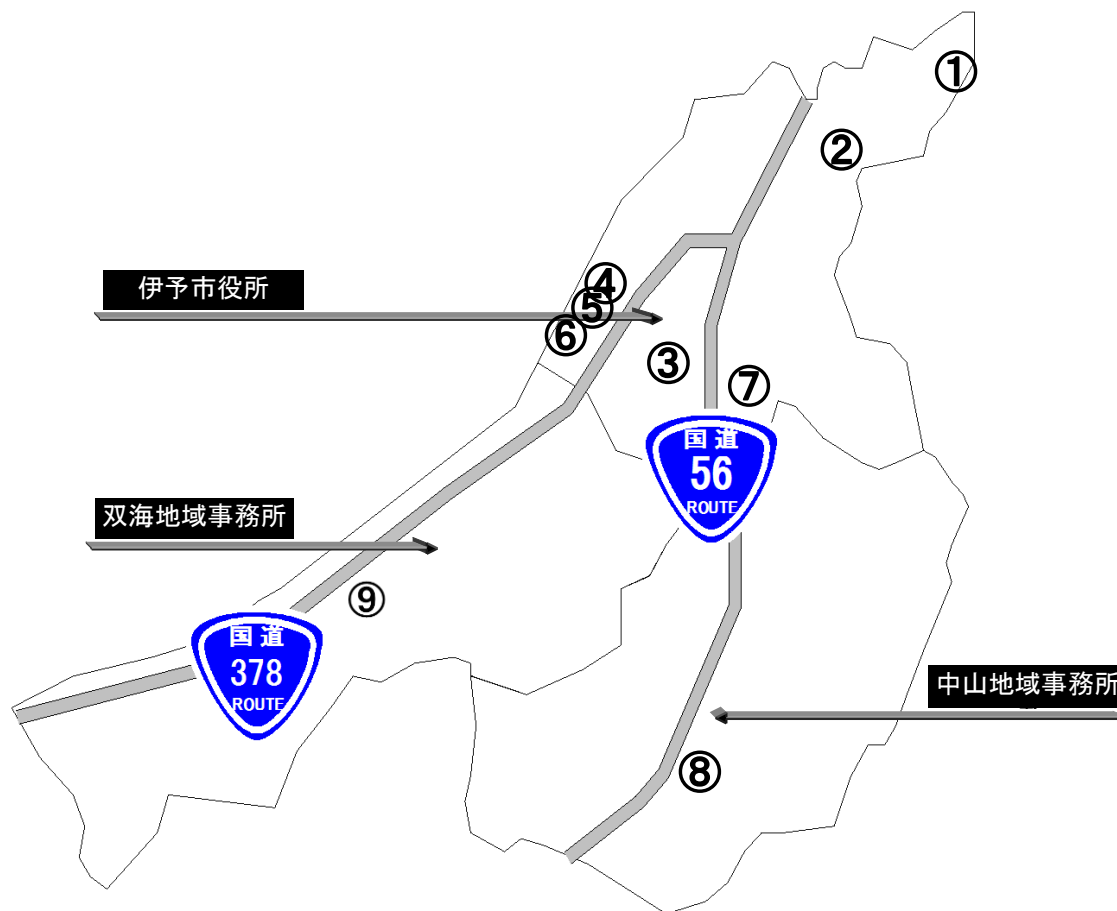
(7) (介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
生活 介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	20
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	8
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	10
	⑤	野中	中山町出淵3-21	967-5610	6
	⑥	佐礼谷	中山町佐礼谷甲825-1	968-0500	5
療養 介護	⑦	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	8

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

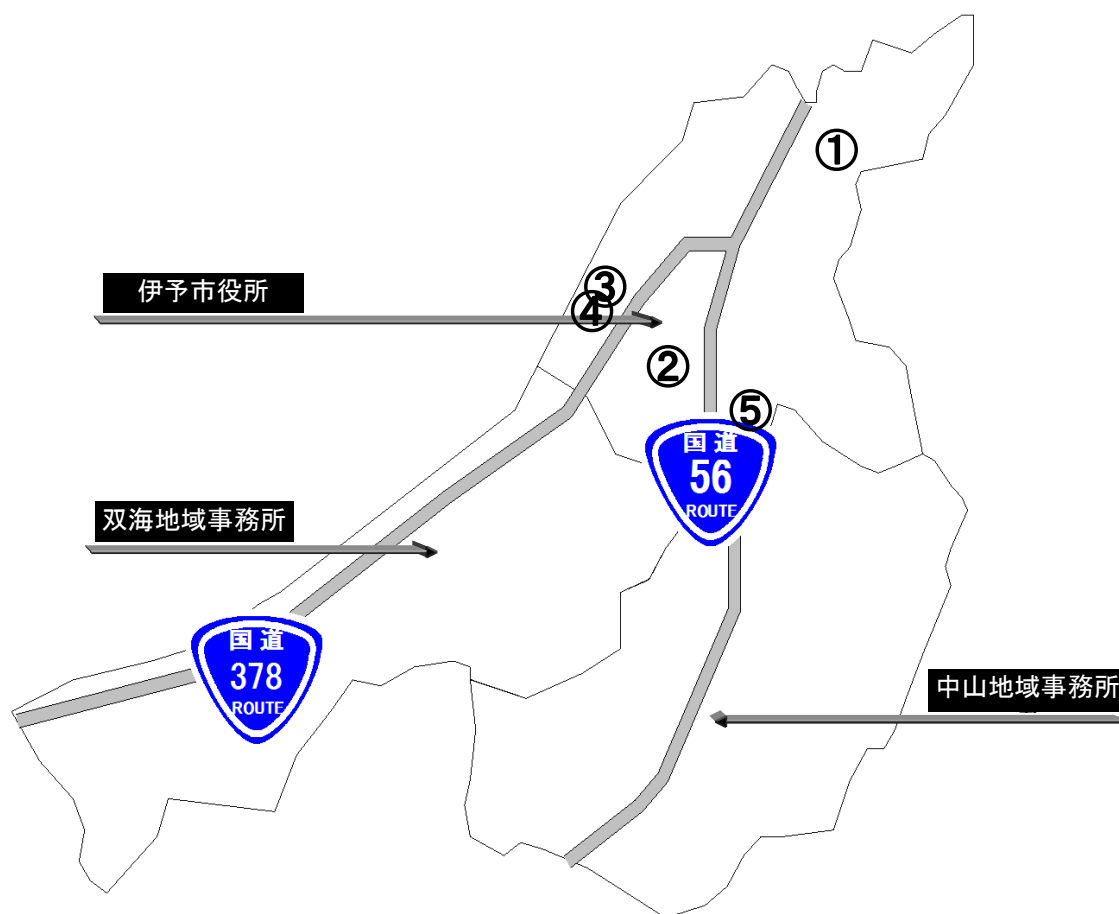
(8) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



番号	施設名	住所	電話番号	定員数
①	伊予の郷	八倉919-5	983-2252	18
②	あいらんど	下三谷2278-1	983-3445	18
③	ユニットぐんちゅう	米湊1131-3	946-7677	18
④	たちばな	灘町136-2	983-0622	18
⑤	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250	18
⑥	森の園	森甲440-1	982-7474	18
⑦	土香里	大平甲225-1	983-6080	18
⑧	秦皇	中山町中山丑523-1	967-1688	18
⑨	ぼかぼか	双海町大久保甲974-8	987-0566	18

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

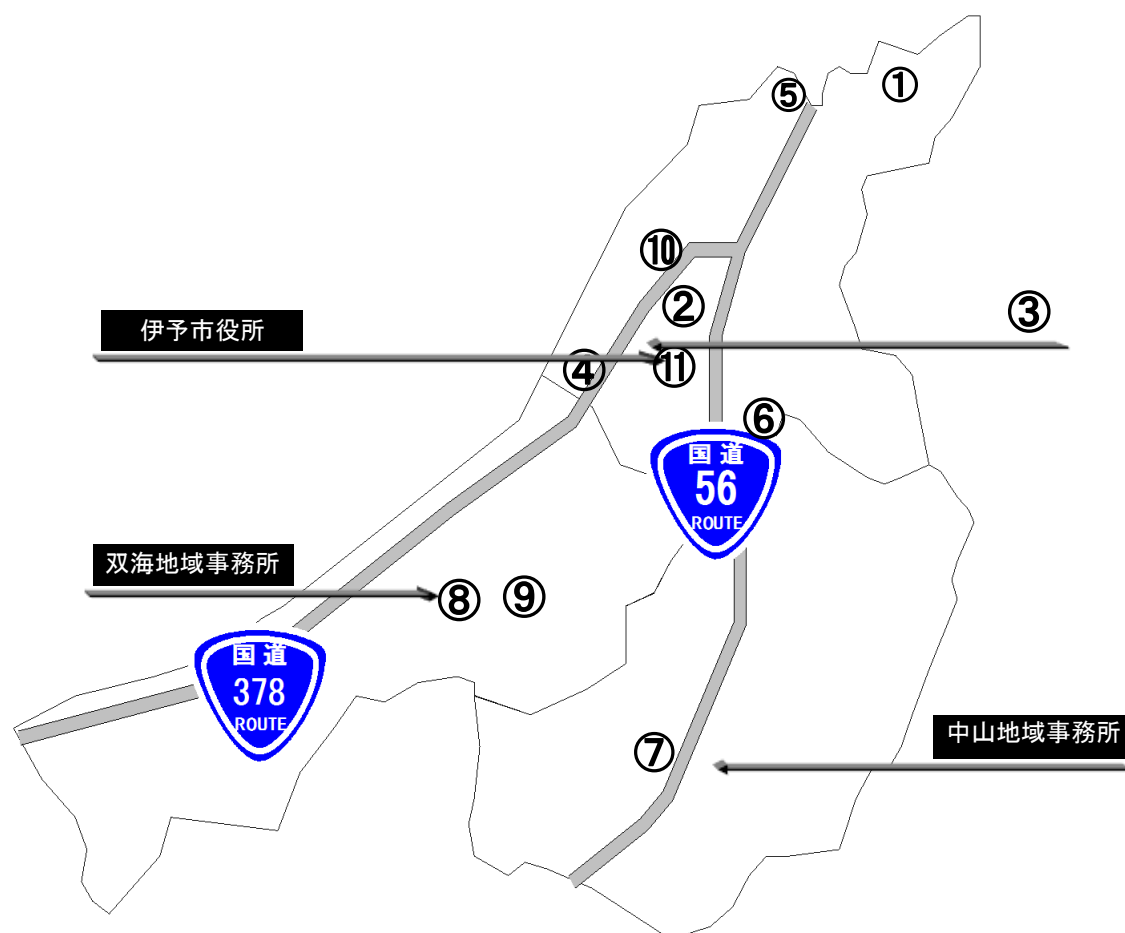
(9) (介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)



番号	施設名	住所	電話番号
①	あいらんど	下三谷2278-1	983-3445
②	ユニットぐんちゆう	米湊1131-3	946-7677
③	たちばな	灘町136-2	983-0622
④	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250
⑤	土香里	大平225-1	983-6080

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

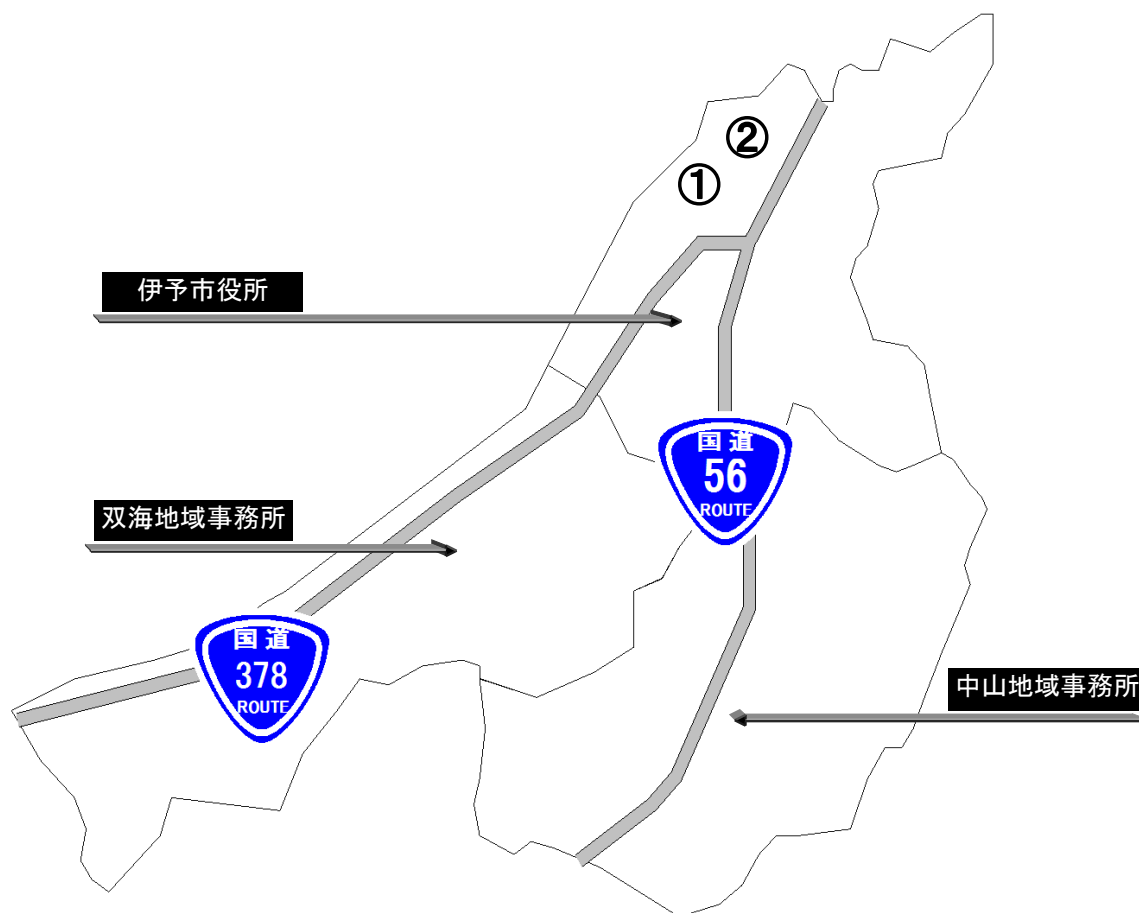
(10) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所



種別	番号	事業所名	住所	電話番号
居宅介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6668
	②	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
	③	伊予診療所	米湊736-3	983-4400
	④	森の園	森甲440-1	982-7474
	⑤	しんかわ	下吾川1226-5	982-0825
	⑥	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770
	⑦	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605
	⑧	伊予市社協(双海)	双海町上灘5821-6	986-5777
	⑨	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0131
	⑩	巴里居宅	湊町68-1	982-1183
介護予防	⑪	地域包括	米湊820	982-1111

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

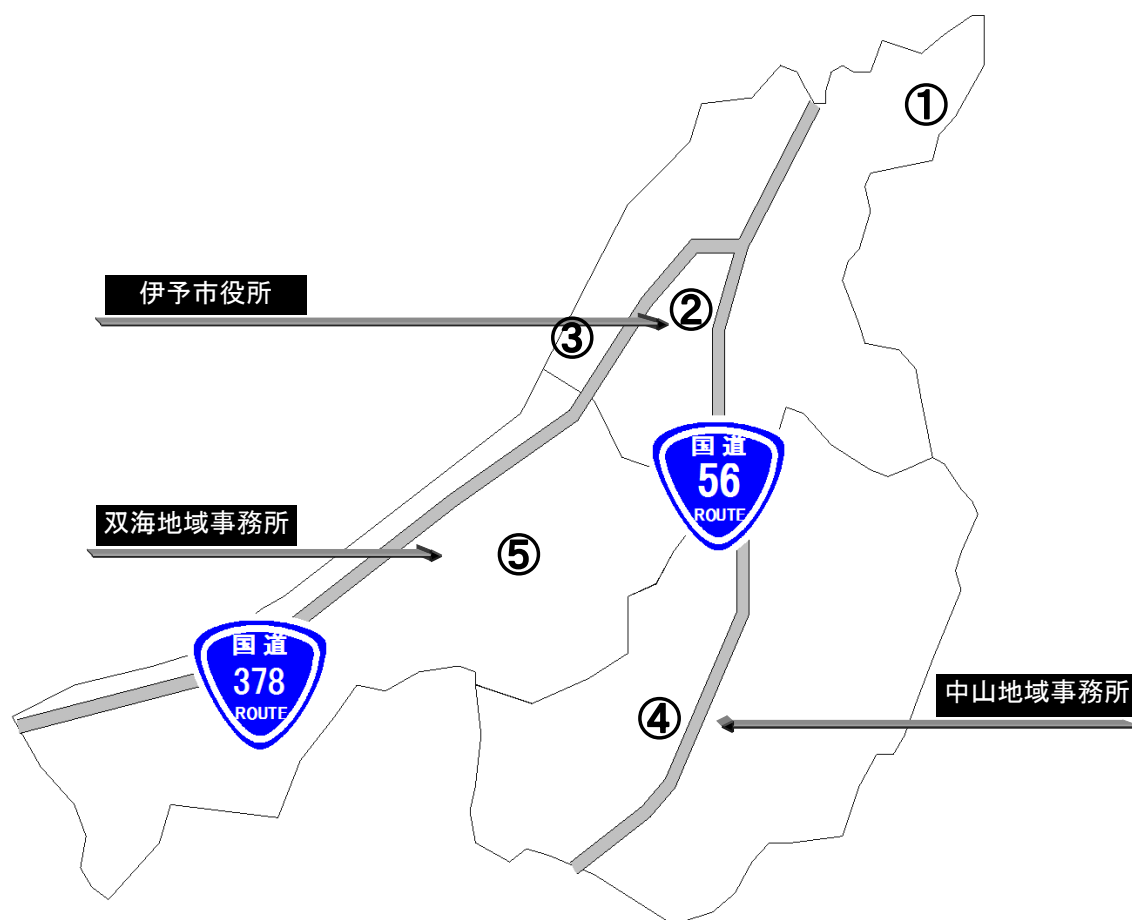
(11) 福祉用具貸与



番号	事業所名	住所	電話番号
①	アウラ	下吾川1634-3	946-7222
②	アクト・ヒューマンケア	下吾川2022-1	997-3020

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

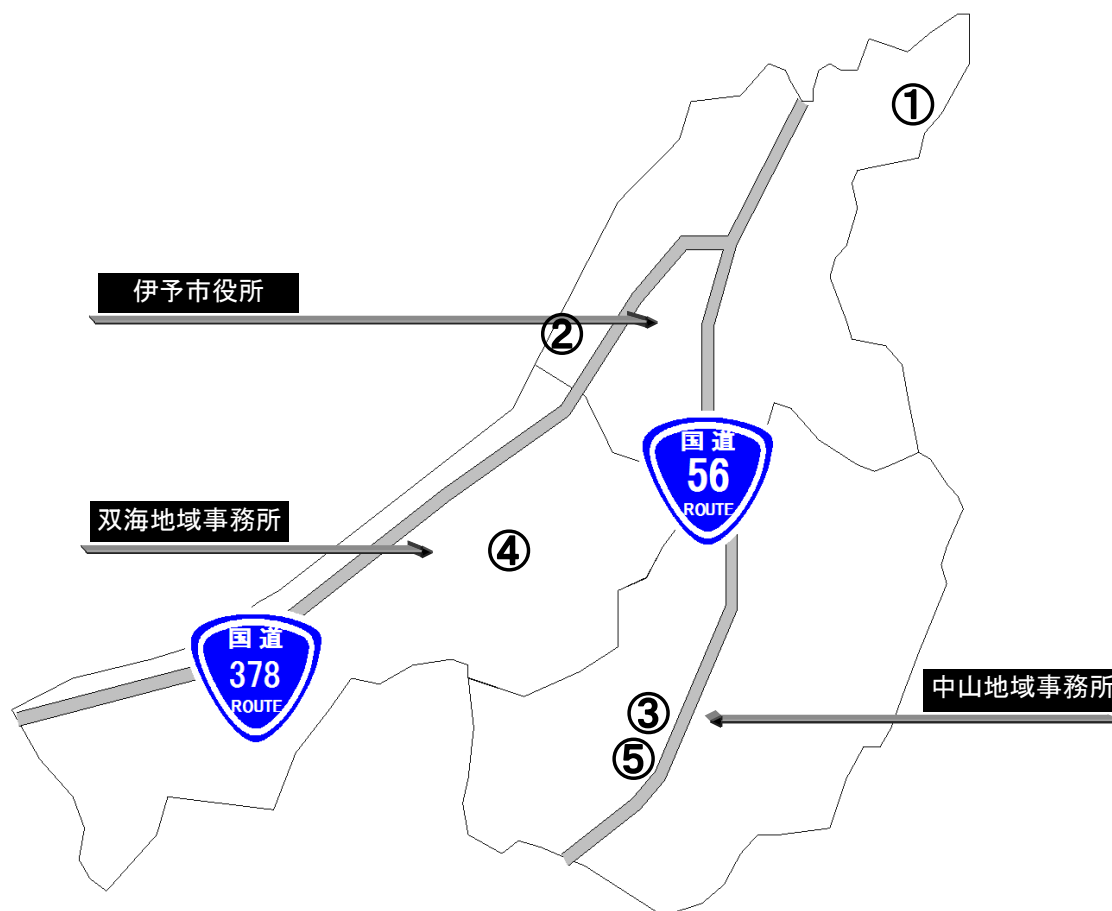
(12) 在宅介護支援センター



番号	施設名	住所	電話番号
①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6668
②	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
③	森の園	森甲440-1	982-7474
④	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605
⑤	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0131

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

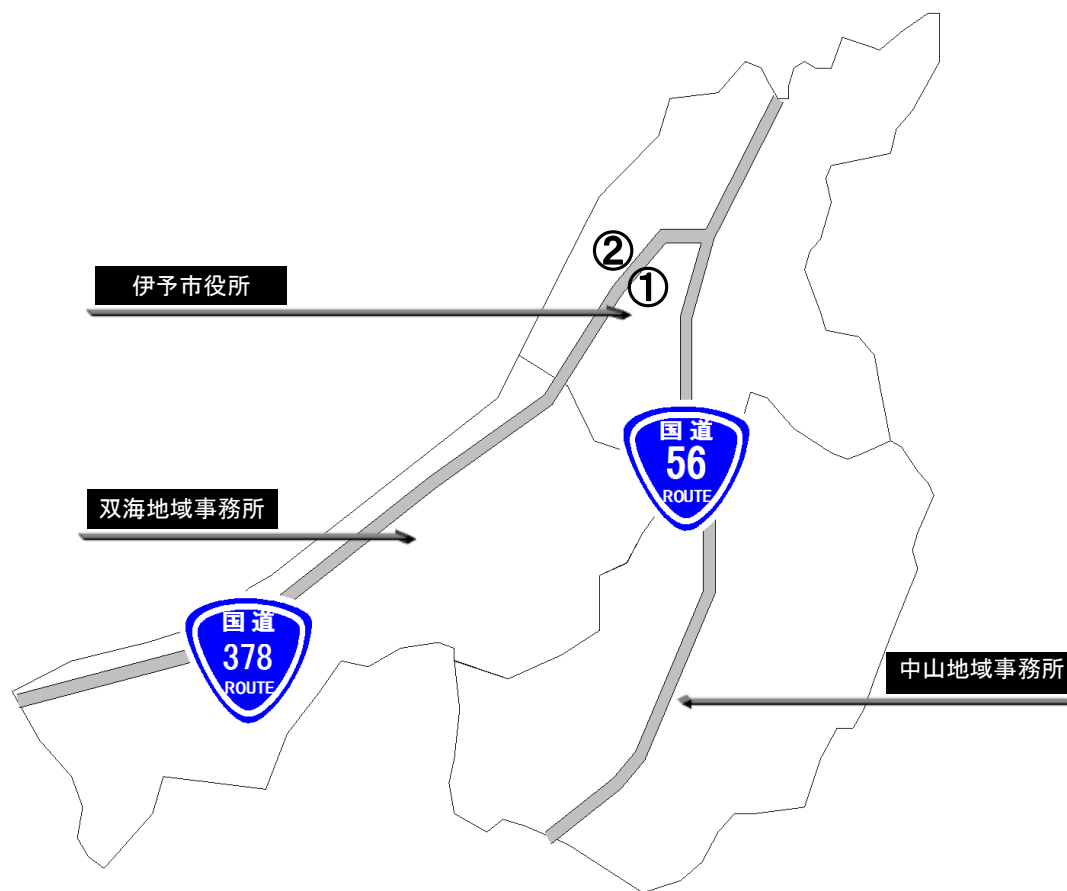
(13) 軽費老人ホーム（ケアハウス）・高齢者共同住居（グループリビング）



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
軽 老 ホ ー ム	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	30
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	15
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	15
高 齢 共 同	⑤	高齢者共同住居	中山町中山丑557-1	967-0300	8

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

(14) 小規模多機能型居宅介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
小規模多機能型	①	スマイルごしき	米湊736-5	983-4466	通15人 泊9人
	②	(仮)笑歩会伊予	湊町81-1	平成27年3月31日 開設予定	

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

伊 予 市
高 齢 者 福 祉 計 画
第 6 期 介 護 保 険 事 業 計 画

平成 27 年 3 月 発行

発 行 伊 予 市 市 民 福 祉 部 長 寿 介 護 課

〒799-3193

伊 予 市 米 湊 820 番 地

TEL 089-982-1111

FAX 089-983-3681

URL <http://www.city.iyo.lg.jp>